

砥 部 町 議 会  
平成 1 8 年 第 2 回 定 例 会  
会 議 録

平成18年第2回定例会（第1日） 会議録

招集年月日	平成18年6月12日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成18年6月12日 午前9時 議長宣告		
応招議員	1 番 山口元之      2 番 政岡洋三郎      3 番 西岡章一 4 番 土居美智子      5 番 中村 茂      6 番 西村良彰 7 番 井上洋一      8 番 樋口泰幸      9 番 栗林政伸 10 番 土居英昭      11 番 宮内光久      12 番 大野和博 13 番 中島博志      14 番 田室博志      15 番 平岡文男 16 番 山本典男      17 番 玉井啓補      18 番 三谷喜好		
不応招議員	なし		
出席議員	出席議員は、応招議員の18名		
欠席議員	なし		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏 名	町 長 収入役 総務課長 企画課長 税務課長 民生こども課長 健康づくり課長 生涯学習課長 商工観光課長 建設課長 水道課長	中村 剛志 佐川 秀紀 明賀 徹 藤田 正純 武智 充吉 正岡 修平 相原 宜紀 大野 哲郎 相田由紀夫 萬代 喜正 辻 充則	助 役 教 育 長 広田支所長 監理財政課長 住民サービス課長 生きがい推進課長 学校教育課長 環境保全課長 農林課長 下水道課長 柳田 穂 佐野 弘明 上岡 洋一 松下 行吉 丸本 正和 大西 潤 松村 昇二 日浦 昭二 西崎 悟 東岡 秀樹
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫		
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。		
議員の指名	2 番 政岡洋三郎      3 番 西岡 章一		

平成18年第2回砥部町議会定例会

平成18年6月12日（月）

午前9時00分開会

○議長（樋口泰幸） ただいまから、平成18年第2回砥部町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 行政報告

○議長（樋口泰幸） 町長挨拶及び日程第1 行政報告を行ないます。中村町長。

○町長（中村剛志） 6月定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。野山の緑も深まり、すっかり夏めいてまいりました。議員の皆様には、公私とも何かとお忙しい中、本日から16日までの5日間にわたりまして、ご提案させていただきます議案等について、ご審議を賜りますことに対し、心から感謝を申し上げます。さて、今年の4月、5月は、例年になく雨の日が多く、極端な日照不足のため、野菜や果実等にも悪影響が出ております。どうしても、農作物は天候に大きく左右されます。地球温暖化など地球環境の悪化の影響を直接受けるのが農家の皆様であります。産業革命や科学文明の進歩の影で、一番犠牲になっているのが、私たちの食を支えていただいている農業であるということを改めて実感しているところであります。そして、未来に向けて、環境保護の意識を高揚し、多少不便でも、また多少費用が掛かっても水、緑そして空気を汚さない環境にやさしいまちづくりの大切さ、重要性を再認識させられたところであります。

また、先月下旬にインドネシアジャワ島におきまして、大きい地震が発生し6千人を超える皆様が犠牲になりました。犠牲となられた皆様に対し、心より哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。今朝、本町におきましても、震度3の地震がありました。ジャワ島のような大地震がいつ発生するかわかりません。関係機関と連携し、また町民の皆様と情報を共有しながら、安心・安全のまちづくりを一層推進していかなければならないと考えております。

本当に早いもので、合併後、1年半が過ぎようとしております。新町スタートと同時に、陶街道のまちづくりを提唱し、取り組んでまいりましたが、皆様のご支援により陶街道の名前も次第に定着してまいりましたが、現在五十三次のポイント巡りの事業のみ先行しており、新しい魅力を創造する活動には、まだまだ物足りなさを感じております。本来の陶街道のまちづくりがめざすものは、それぞれの地域にある史跡や文化、風土、特産品や名品・名物、あるいは人材等を生かし、町民の皆様の手づくりによって、魅力ある地域づくりを展開していただくものであります。そのためには、各区、あるいは区の分館を核とした活動の充実が必要になります。また、五十三次のポイントのない地区においても、区長さんや分館長さんを中心に魅力ある地域づくりに取り組んでいただくことによって、陶街道のまちづくりが全町的に広がることを期待しております。どうか、議員の皆様におかれましても、誇れる地域づくり、魅力ある地域づくりのために、今後

一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

さて、平成18年度一般会計の当初予算につきましては、事業を厳選し、必要最小限の骨格予算として、55億400万円を計上させていただきました。その際、およそ5億円は補正へ回すことにしておりましたが、その内、今回お願いする一般会計予算補正は1億3,200万円であります。また、特別会計や企業会計については、特別会計全体の当初予算が73億4千万円、水道企業会計が、4億4千万円でしたが、今回補正をお願いする額は、特別会計において公共下水道1億円、その他400万円の1億400万円であります。予算の内容につきましては、いずれも議案をご審議いただく際に、詳しく説明をさせていただきますので、ご議決・ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ここで3月定例会以降の行政の概要について、ご報告申し上げます。まず、砥部町にとりまして、長年の懸案であり、また、本町始まって以来の最大の事業であります、公共下水道事業につきましては、3月14日から4月18日までの間、延べ16回にわたりまして、第一期事業実施区域内の皆様へ、事業概要の説明と事業推進のご理解・ご協力をお願いをさせていただきました。処理場用地につきましては、補償物件の撤去を確認し、4月25日に全ての用地費の支払いを終えております。現在、管渠及び処理場の基本設計、詳細設計を行っておりますが、予定通り進んでおります。次に、今世紀前半に高い確率で発生するといわれております東南海・南海地震や、近年の集中豪雨による水害などの被害を、最少に食い止めるために、作成しております地域防災計画の素案が出来上がり、県と協議中であります。県との協議が整い次第、皆様にお知らせをさせていただきます。また、並行して作成しておりました総合防災マップにつきましては、先月末に町内全世帯に配布をさせていただきました。マップの内容は、避難所等の見直しを行うとともに、重信川の浸水想定区域や土砂災害の危険箇所を新たに表示しております。さらに、平成16年と17年度の2ヵ年で整備をしてまいりました健康管理等情報連絡施設の整備が完了し、広田地区全世帯に戸別受信機の設置を行いました。事業費は2年間で1億1,890万円、親局・中継局のほか、屋外子局25基、戸別受信機563個を整備しました。また、広田地区消防団に防災行政無線を配備し、緊急時の情報伝達が円滑に行えるようになりました。事業費は813万円あります。次に、入札制度の改善と、その後の入札執行状況であります。本年度から低入札審査制度に移行するなど各種の改善に取り掛かっております。そうした中で、5月末までに実施しました入札は26件、設計総額は6,334万円で、契約総額が5,209万円ありますので、落札率は82.2%となっております。国道33号砥部道路四車線化に伴う進入路として極めて有効な土地であり、ご協力をお願いしておりました文化会館西側駐車場予定地の進入路用地につきましては、地権者のご理解をいただき、面積29.26㎡を、土地開発基金で購入をいたしました。価格は215万円あります。次に、平成17・18年度の継続事業として実施しておりました中央公民館の施設及び空調改修工事につきましては、順調に工事が進行し、4月18日に全ての工事が完了いたしました。5月1日から町民の皆様にご利用いただいております。農業土木事業につきましては、

町単独土地改良事業に早期着手していただくため、申請が上がっておりました9件の事業に対しまして補助金交付の承認をさせていただきました。しかし、先般の沖田建設株式会社の倒産によりまして、団体営土地改良事業ため池1件、未着手の農道災害復旧工事2件が、竣工に至らない状態となりました。公共土木事業におきましても、災害復旧工事1件、町道維持工事1件が竣工に至らず、合せて5件の工事に影響が出ております。早急に精算作業を行い、町民の皆様の生活に支障が出ないように、適切に対処してまいります。次に、4月～5月に行われましたイベントなど各種行事関係についてですが、今年、23回目を迎えました砥部焼まつりは、4月15日・16日の2日間、町総合公園を主会場として盛大に開催されました。メインの砥部焼大即売会では、約100軒の窯元から10万点の作品が出品されました。その他にも、新作展や企画展、絵付体験コーナー、物産即売会、チャリティーオークションなど多彩な催し物が行われ、県内外から12万人の方が砥部焼の里を訪れました。また、今年は、初めて前夜祭を開催し、陶工によるロクロ実演、獅子舞や和太鼓演奏、さらに陶街道名物うどんやしし鍋は、食べた器がプレゼントされるとあって長蛇の列ができるなど、好評でした。4月23日には、ひろた山菜まつりを道の駅ひろたをメイン会場に開催し、山菜や農産品の加工品、名物うどんなどの販売も行われ、約1,200人のお客さんで賑いました。また砥部川におきまして、重信川魚協の皆様、稚魚の放流をしていただきました。5月11日に、アユの稚魚2万匹、5月16日にはつづら川にアメノ魚の稚魚1万匹が放流されました。次に4月27日、玉谷の橋本宗好様が、満百歳を迎えられましたので、百歳祝い品の贈呈をさせていただきました。次に、学校教育についてですが、平成18年度もスタートして2ヵ月が経過をしました。ここまで、特に問題となるような事件・事故もなく順調に学校運営が行われております。本年度の学級編成につきましては、対前年比で小学校児童数が26名減少し、1,263名になっております。学級数では、広田小学校で特殊学級新設によって1学級増、高市小学校が児童数減により1学級減少しております。また、中学校は生徒数が20名減少し、665名になりました。学級数では、砥部中学校が、普通学級2学級、特殊学級1学級、合せて3学級減少するなど、少子化の影響が出ております。次に、先般ご報告し、ご指導をいただきました事務的なミスが発生につきましては、皆様にご迷惑をおかけし、大変申し訳ありませんでした。意図的なミスではありませんが、どこかに油断、あるいは慣れがあったのではないかと思います。こうしたミスが町政の信頼を失うことになりかねません。徹底した事務改善、そして我々も含め職員の意識改革に取り組み、一層住民福祉の増進にまい進いたします。その具体的方策につきましては、行財政改革集中プランの業務マニュアルの整備の中で、ミスの起こらない仕組みを確立し、徹底をしてまいります。現在も、日常の事務処理におきまして、チェックを徹底し、単純ミス「ゼロ」をめざしております。さらに現在、職員自ら、心得8か条を作成し、毎日確認しながら、日々の仕事に取り組んでおります。以上、行政の概要についての報告を終わります。続きまして、今定例会に提案させていただきます議案等について申し上げます。専決承認4件、報告3件、条例の制定、改廃、その他議案10件、18年度補正予算に関する議案5件、諮問その他2件について、ご審議をお願い

い申し上げております。議案の内容につきましては、いずれも順次詳細に説明させていただきますので、ご審議を賜り、ご議決・ご承認下さいますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） これで行政報告を終わります。

~~~~~

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（樋口泰幸） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番 政岡洋三郎君、3番 西岡章一君を指名します。

~~~~~

## 日程第3 会期の決定

○議長（樋口泰幸） 日程第3、会期の決定を議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は、去る6月5日開催の議会運営委員会において、本日から16日までの5日間とすることに決定しました。これにご異議ありませんか。[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月16日までの5日間に決定しました。

~~~~~

## 日程第4 諸般の報告

○議長（樋口泰幸） 日程第4、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。

次に監査委員より、第1回定例会での報告以降4月末日までの例月現金出納検査及び下水道課、建設課、農林課の定期監査の結果について、良好であった旨の報告がありました。これで、諸般の報告を終わります。

~~~~~

## 日程第5 一般質問

○議長（樋口泰幸） 日程第5一般質問を行います。質問回数・質問時間は従来通り制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。それでは、質問を許可します。7番、井上洋一君。

○7番（井上洋一） 7番、井上洋一であります。2点質問をいたします。まず、第1点目でございますが、新生砥部町合併1年の検証についてであります。平成の大合併に伴い、1999年3月末に3,232の市町村が、2006年4月、1,820に減少しました。2005年4月、5年間の期限付きで合併新法が施行されました。人口1万

人未滿の小規模自治体の合併促進などを指針として、都道府県の役割を強めているのが特徴であります。人口1万人以上であれば、当面問題はありませんが、地方交付税をはじめとする財政的見地から、自助努力なくして、将来展望は暗いと考えるべきであります。旧砥部町と旧広田村が合併協議会で45項目の協議を行い、新町建設計画を作成し、2005年平成17年1月1日に合併、新生砥部町がスタートをして1年が経過をいたしました。平成17年11月には、砥部町行財政改革大綱、砥部町行財政集中改革プランを作成し、計画期間は平成17年度から21年度までの5年間であります。行財政改革大綱及び集中改革プランについて、基本的には賛成の立場であります。しかし、新町建設計画との整合性、また合併協議における協議内容等を含めて、新生砥部町の一年間を総括・検証してみるべきだと考えます。町長のご所見をお伺いします。

2点目であります。子育て支援について質問いたします。竹中総務大臣は、5月27日、福岡市内で山本全国町村会長と会談、地方交付税改革などを提言した総務大臣の私的懇談会の最終報告案を説明しました。報告案は、交付税の配分額を自治体の人口と面積を基本に決める、新型交付税の導入や、3年間で5兆円の税源移譲などの方針を打ち出しています。山本会長は、竹中総務大臣に対し、新型交付税が交付税の削減につながるなどの懸念から、まず制度を具体化させるべきだとの考えを示した。新型交付税の基本を、人口と面積で考えると、面積は一定であり、変動するのは人口であります。少子化の流れは急速になりつつあります。その中で、地方自治体、行政として、何ができるのか考えてみるべきではないでしょうか。少子化対策については、個人あるいは夫婦間の考え方もありますが、社会全体で行政・地域も含めて、当面は経済的視点で援助するべきであると考えます。新聞報道によりますと、一例ではありますが、石川県が始めているプレミアム・パスポート事業。住民票を添えて役所の窓口申請すると、1年間有効のパスポートがもらえます。対象は県内全世帯の約4%にあたる約1万7,000世帯。すでに1万1,131世帯から申請があったそうであります。金沢市の生活協同組合コープいしかわのコープたまぼこ店は、毎週火曜日、子どもが3人以上の世帯を対象に、全商品を5%引きにする。同市のパート女性は、2,802円分買ってパスポートを提示、141円割引になる。家計はわずかに助かる程度だが、ありがたいと話しております。同店の副店長は、県と一緒に子育て応援をしたいとのことあります。東洋大学の白石助教授は、出生率向上に直接結びつくかどうか分からないが、地域ぐるみで子育て世代に優しさや気配りをすることが大切。社会全体で子育てを応援しようという気運を作ることが必要だと話しております。砥部町として住んでよかったといわれる施策を導入するべきだと考えます。小さいことではありますが、中長期の視点で考えるべきであります。町長のご所見をお伺いします。

以上で終わります。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 井上議員さんのご質問にお答えしたいと思います。まず、合併1年の検証についてのご質問でございます。広田村と砥部町が合併して、はや1年6か月が過ぎようとしています。広田村と砥部町は隣同士で、昔からいろいろな交流もあり、

いわば親せき同士の合併みたいなものでした。しかし、合併してみるとそれぞれのやり方があり、方針の違いもありました。住民の皆さんも合併協議会で統一された方針に戸惑いを感じたことも多かったのではないかと思います。今までは町が、村がこうしてくれていたのにと、不平、不満の声も聞こえてきました。しかし、県内の他町村の合併をお聞きしますと、わが町の合併はいろいろな面で、恵まれているというふうに思います。合併後の新たなまちづくりにつきましては、砥部町・広田村合併協議会で検討していただき、策定しました新町建設計画に基づいて進めております。新生砥部町の財政運営は、旧町村では経験したことのない厳しさの中にあり、新町建設計画に示されている事業も、事業費の再計算や重要度、緊急度などを再点検し、予算化を順にしているところであり、平成17年11月に策定しました行財政改革大綱と行財政集中改革プランは、新町建設計画を着実に実施するため、行財政全般にわたる改革を示したものでございます。新町建設計画と整合性を持つのはもちろんですが、合併から1年6ヵ月の間を振り返り、より具体的に将来計画を予想して改革をしていくものにしていきます。今年度からは、事務事業の評価システムを利用した事業の見直しを進めていきます。19年度からの運用を目指していますが、事務事業を客観的に評価して、予算の配分や人員配置に結び付けていくことができるということで期待をしております。新町の町長に就任し、2年目を迎えましたが、定期的な検証、見直し、総括などを怠らず、いろいろな角度から検討し、より有意義な方法を考え、最小限の費用で最大の効果を挙げるのが大切だと考えております。厳しい財政事情の中で、公約させていただいたことを一つずつ着実に実現させていきますので、議員の皆さんにもご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、子育て支援についてのご質問ですが、少子化の進行は、我が国の将来を危うくする深刻な問題であり、この対策にあたっては、国や地方自治体、また企業などが一体となり、社会全体で取り組まなければならない問題だと考えております。ただ今井上議員さんから紹介していただいた、石川県におけるプレミアム・パスポート事業は、3人以上の子どもを持つ家庭を、県内の協賛企業が割引サービスなどによって支援するというものであり、社会全体で取り組むという意味において、斬新で素晴らしい事業であると思います。この事業は、砥部町だけでなく、愛媛県全体で取り組むことによって大きな効果が得られるものでございますので、今後このような事業が、愛媛県とは言わず、全国の都道府県に広がることを期待するものでございます。ご指摘のように、少子化対策と致しまして、経済的な支援は重要であり、国においては、本年度から児童手当制度を拡充し、支給対象者の拡大や所得制限額の緩和などが図られたところでございます。また、今回の制度改正にあたりましては、財源の負担割合も見直され、国と地方の負担割合が、これまでの国3分の2、地方3分の1から、これからは、国3分の1、地方3分の2へと変更され、地方が受け持つ割合が大きくなってまいります。本町における子育て支援につきましては、民生こども課、健康づくり課、教育委員会などが連携し、親への就労支援、親同士の情報交換、子育てに関する情報提供の場の提供、幼児対象のおはなし会など、様々な事業を実施しております。先月の5月20日に、子育てネットワ



ークとべ「ぼっかぼかまつり」が開催されました。当日はあいにくの雨天のため、中央公民館講堂での開催となりましたが、約300人の親子連れが訪れ、いろいろな遊びのコーナーや体験コーナーなどで楽しみました。私も参加させていただきましたが、本当にいきいきと、そしてお母さん方ものびのびと、楽しく子育てについて話しておられました。このまつりは、とべ町子育てつどいの広場の方々を中心となり、町内の児童館、保育所、幼稚園、図書館、県立医療技術大学、消防署、中学生ボランティア、その他いろいろな機関や人々の協力と、町内の多くの事業所の協賛などを得て開催できたものであり、砥部町における子育てネットワークが広まってきていることを感じます。ささいなことではありますが、本町において芽生えたこのような気運を大切に育て、より安心して産み育てられる環境作りを推進して参りたいと思いますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。以上で、井上議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 井上洋一君。

○7番（井上洋一） ただいま、町長の方から答弁がありました。ご承知のように昨日の日経新聞であります。政府の関係で、2011年度までに、借金に頼らない財政的な見地から、当初は20兆円から15兆円程度に税源が不足するというような話でしたが、最終的に、15兆5千億円で調整をしておると、2011年度でプライマリーバランスを黒字化していきたいというような政府の見解が日経新聞に掲載されておりました。砥部町として、この行財政改革大綱のスタートは平成17年度であります。17年度でも、本年度の18年度でも結構なんです。5年先との対比がどのようになるのか答弁していただきたい、このように考えております。それと、合併についての1年間の総括については、新聞報道等でも、いろいろな関係で掲載されております。合併をしない、していない市町村も結構ございます。合併をしていない市町村は、私たちの町のように、合併をした市町村を見ているようであります。合併した市町村が良くなっていくのか、悪くなっていくのか、結果は、その合併した市町村のやり方次第であろうと思います。それを合併していない市町村が見ておりますので、砥部町も私たちも含めてがんばっていききたいとこのように考えておりますので、その辺も新しく考え方を入らせていただきたいと思っております。また、昨年、行財政集中改革プランを実施しまして、まあ、これを私も読ませていただきまして、7ページ、パブリックコメント制度の検討と掲載をされております。ご案内のように、パブリックコメントとは、公共政策の決定過程において、市民の声をいかに反映させていくかというものであります。以前、質問した事がございます。ただ大事なことは、今まで各種の審議会とか、協議会とか、いろいろなことを設置してまいりました。これもある意味ではパブリックコメントであります。では、新たに町民との共同推進という方策で提案されておりますが、どこが違うのかという視点だろうと思っております。公聴会やワークショップ、わかりやすく言えば研究会とか、講習会ですが、こういうものを取り入れて、新たに今までの政策と合致させていくというようなことだろうと思っております。ただ、新しい概念と古い概念とがございまして、そのあたりの整合性が私は難しいだろうと思っております。一番の問題は、サイレントマジョリティーと言われている、大多数の静かな声、これを政策決定過程にどのように反映さ

せていくかということでもあります。例えば、少数の大きい声を取り入れていくということが過去は多かったらと思うんです。少人数であっても大きい声の方に向いていくと。声は小さいけれども大多数の声、これが大切ではないかと思っておりますので、そのあたり、行政として取り扱いには充分留意をさせていただきたいと思っております。

また、子育て支援の関係でございますが、愛媛県の加戸知事は、29日の来年度予算の概算要求で、乳幼児医療に対する費用負担の軽減など、保健福祉面からの取り組みの他、企業サポートの必要性にも触れたと、先程の町長答弁の内容にも合致する部分があるかと思っております。ぜひとも、このあたりを勘案していただいて、子育て支援をお願いしておきたいと思っております。また、この出生率の関係ですが、昨日の朝日新聞で、福井県だけ出生率がアップしたと掲載されております。全国では、1.25になってショックがあるということではありますが、唯一アップした福井県は、2001年から小学校入学前の子どもが3人以上いる世帯に対して、子ども全員の医療費を無料化しております。子どもが病気の時に安心して預けられる保育所つきの病院も福井県内9市中8市で整備を終えたそうでありまして、これが、福井県の出生率アップの一因であろうと掲載されておりますが、財源的な問題もありますので、なんでもかんでもやるというわけにはまいません。そのへんの整合性もお願いしておきたいと思っております。あと、土曜日の読売新聞ですが、認定子ども園の整備の新法が成立したそうでありまして、例の幼保一元化の問題等々ございますので、このあたりも砥部町といたしましても、子育て支援の一環として、検討していただきたいと思います。以上、雑ぱくなことを申し上げましたが、一部答弁をお願いしたいと思います。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） 井上議員さんのご質問にお答えしたいと思います。今、砥部町も各課がそれぞれの課長は社長であるというようなことを申し上げて、各課がそれぞれの事業を積極的に推進していく、そして、事業内容をきちんと見ていく、そのことによって、大きくは砥部町の財政につながってくるというふうに考えております。先程も申し上げましたように、定期的に検証し、そして見直し、総括こういうことをやっていくことによって、町の財政が維持されるわけでございます。そういうことで、各課の努力、そして財政課の指導、それを含めまして、今年度の決算も無事にできました。これについても、5月31日に出納のほうを閉鎖いたしました、その辺の実績ができましたので、これについてもまた議員さんにもご報告を申し上げたいと思っております。いずれにいたしましても、やらなければならないこと、そして、少し後に回していただきたいこと、それも勘案しながら、私はこの町政を預かっていきたいというふうに考えております。これから5年間の財政につきましては、平成21年度あたりは非常に厳しくなっております。その中で、これをどうしてやりくりしていくか、これが私たちに課せられた課題でございます。それはやはりいつも冷静にそしてまた、長期の考え方をもって、この財政をきちんとしていきたいと、それがその役目ではないかというふうに考えております。また、数字につきましては、担当課長の方から詳しくご説明をさせていただきたいと思っております。

それから、パブリックコメントのことでございますが、一部の声の大きい方、そしてまた、声なき声もあるというようなことで、ご意見をいただきました。やはり町民の皆様のいろいろな声があると思います。それを少しでもくみ上げて、そしてまた、そのひとつひとつについて、我々がもう一度、再検討しなければならないと思います。自分一人よがりの考えでは当然まいませんし、いろんな意見を聞いて、その中でまたいろいろ議会の皆さんともご相談をして、そして私はいい方向を選んで行きたいというふうに思っております。そういうことで、これからも皆さんと意見を交わしながら、行政は進めていきたいというふうに思います。

そして、福井県の子どもさんが増加しているということで、これは全国的にも非常にまれな例でございますが、やはり、先程も申しましたように、経済的な支援も非常に大切なことでございますが、砥部町のぼっかぼかの広場、これもまたみんなが知恵を出し合って、小学生からボランティアで参加して、盛り上がった会になっております。こういうやはり地域全体の取り組みというのが、少子化対策には大きな効果をもたらすというふうに私は考えております。これからもこのようなぼっかぼかの組織を支援して、そしてこれを元に砥部町の少子化対策がクリアできますようにがんばっていきたいというふうに思います。以上、私の答弁とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 井上議員さんのご質問にお答えします。プライマリーバランスの見通しということでございますが、まず、プライマリーバランス、基礎的財政収支ということで、町で言いますと、町債の発行額を除いて、今まで発行した町債の管理償還、公債費にあたる部分、この部分を除いた基礎的な収入、支出が黒字になるか、ならないかということであろうと思います。単純に考えますと、予算の場合は、歳入歳出が一致しておりますから、これで見えていただく場合にはですね、公債費が歳出の方の公債費と歳入の方の町債、これを見比べていただきまして、どちらが大きいかというふうなところで判断ができようかというふうに思います。今までのところ、これについては、公債費が支払う方の額が多くなっておりますので、単純に見れば、プライマリーバランスは黒字になっておるといふふうに言えようかと思えます。ただ、決算をいたしますと、歳入歳出はどちらかが大きくなり、どちらかが小さくなりますので、そのところで少し差は出てまいります。そこで、17年度のことでございますが、17年度は仮の決算であろうと思いますけれども、収支は黒字となっております。そして、一般会計のほうでございますけれども、公債費は約9億から10億程度となっております。支払う方ですが10億程度となっております。借り入れる方は6億程度ということでございますので、予算といいますか、単純に見ましても4億程度の黒字になっておると思えます。これに収支の歳入の方が多くなっておりますので、その部分のプラス部分を加えますと、実質的な額が出てまいります。そのところはまだ決算にいたっておりませんので、ご報告はまだできないと思います。それと長期的な面でございますが、今、我々財政担当の方で考えておりますのは、公債費、一般会計側の公債費残高を極力圧縮して

いくということ。現在、90億ちょっとございますが、それを長期的に見て、60億に近づけるくらいに公債費残高を減らしていくという考えでございます。そういう観点でいきますと、プライマリーバランスというのは、長期的に見ても黒字で推移させていくという考えでございます。あと、町債の考え方なんですけれども、我々のような小さな自治体の場合には、大きな事業をやった場合には、起債に財源を頼る場合が多いようございます。その場合には、一時的に町債発行が大きくなりますので、そのバランスが崩れて赤字になる場合もございますが、大型事業というのは毎年やるわけではございませんので、一時的な中で、1年とか2年の、この年は赤字になったということが発生するかもしれないということでございます。大型事業として考えられるのであれば、学校等の改築とか、こういうようなものは、単年度で大きな事業費を費やしますので、こういう時期にプライマリーバランスが赤字になる場合があるかと思っております。以上で、ご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 井上洋一君。

○7番（井上洋一） 松下課長の答弁が結構、うまく言われますので、私のほうはついていきかねますので、さすがやはり今から砥部町を背負っていく課長集団であろうと私も誉めておきたいと思っております。私の方は、デパートではございませんが、細かいことはよくわかりませんので、大雑把に、雑ばくに話しておりますので、ただ直接ではないんですが、先程、町長のご挨拶の中にもありましたように、役場としてのコンプライアンス、これは守っていただきたいと思っておりますが、なお、萎縮をせずに、新しいものにいろんな形で挑戦していただきたい、このように考えておりますので、そういうことで、ご提言を申し上げまして、質問を終わります。以上です。

○議長（樋口泰幸） 井上洋一君の質問を終わります。9番、栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） 9番、栗林政伸でございます。今日は、4名の一般質問の中で、私以外の3人は非常に今の井上議員みたいに質問の濃い方ばかりでございますが、私は単純に質問いたしますので、町長、中身の濃いご回答をお願いしたいと思います。まずはじめに、国道33号線、私の地元でございますけれども、国道33号線旧伊予信用金庫からJA宮内支所までの町道についてお伺いします。この道路は大変狭い上に七折線の伊予鉄バス、また大型トラック、大型ダンプ等がよく通ります。車の離合は当然できないし、人も歩けません。また、この間100mは通学路にもなっております。地元からは県に運動していただいて、県道に格上げして、そして道路を拡張してほしいと強い要望があります。町長のご所見をお願いいたします。

次に、町道宮内久谷線、いわゆる通谷池の西側の町道でございます。この道路を北進しますとちょうど伊予鉄バス停の通谷口というバス停の上に土手がありますが、池側はガードレールが設置されております。しかし、反対側はありません。車が落ちますと約40m下には人家もあり、また旧国道33号線が走っておりまして、大変交通量が多いために、大事故になる恐れがあります。道後平野土地改良区との絡みもあると思っておりますが、是非、この間のガードレールの設置をお願いします。町長のご所見をお伺いします。以上、私の質問を終わります。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） ただ今の栗林議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。具体的にご指摘をいただきました。頭のような薄い答弁ではいかんということでございますので、中身の濃い答弁ということでございますが、私なりの考え方を申し述べさせていただきます。今、ご指摘をいただきました第1点の、町道の拡張工事でございます。これは、宮内小学校の東側といいますか、旧の大向酒店から旧の伊予信用金庫までの道路でございます。現在、この道路が町道になっております。そして県道はどうかというと、旧大向酒店から砥部中学校の下を通過して、そして大南の伝統産業会館の前の交差点までというふうになっております。これは、一般に見られましても、どちらが県道かなというやはり疑問に思われるのがまず、普通ではないかなというふうに思います。しかし、現在はそういう状況でございます。しかし、現在、国道33号線も4車線を図っております。これもあと2年後には完成の予定でございます。そしてまた、今、この川井への道と言いますか、この町道は非常に定期バスも通っておりますし、狭い所で大変混雑をしているところでございます。私も町長にならせていただいた翌年でございます。11月になりましたので、翌年の10月に県の方へこの県道昇格をお願いにあがりました。そして、県の方からも理屈は一応わかったということではいただいておりますけど、人家等の立ち退きもあるので、現在の財政状況からは大変厳しいというようなお話もいただいておりますが、今後、私はもう一度、具体的に県道として加味する必要があるということと、そしてまた総合的なことを考えると、この町道を県道に昇格させるべきだという2点において、積極的に県に要望をしまいたいと思います。これは町民の皆様も望んでおられることだと私は思いますので、積極的にこの要望をやっていきたいと思います。

次に、通谷池土堤へのガードレール設置でございますが、ここは非常に散歩の方と言いますか、ウォーキングの方もたくさんいらっしゃいます。そこで1つ問題点は、ため池が通谷池が、道後平野の土地改良区のものになっております。そういうことで、道後平野土地改良区とも協議をしなければなりません。ということで、これについても協議をして、危険の無いようにしていきたいと思います。若干、経費がかかるので、工法その他についてはまたご相談もさせていただきたいと思っておりますし、あるいはまた中古のこらえてくださいというようなお願いをするかもしれませんが、いずれにいたしましても、危険箇所はできるだけ早く整備していくのが、私どもの努めだと思いますので、この点についても、積極的に設置する方向で検討してまいります。以上です。

○議長（樋口泰幸） 栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） まず町道の件ですが、中身の濃い答弁、ありがとうございます。私も本当に嬉しく思っておりますが、通学路でありますし、また子ども、老人の方が大きなのが通ると逃げておるのが現状でございます。それとまた、離合する折に個人の家の屋敷、そこへ車が突っ込んだりすることが度々ありますので、バイク等も破損したということも聞いておりますので、今の時点であれば、広げるのもそう立ち退きも関係なく広がるのではないかと私は思うんですよ。そしてまたいいことに、砥部町には愛媛県

議会でも実力のある先生がおられますので、ひとつ町長から先生にも協力していただいて、1回に完成せんでもいいですから、何年かに分けてやっていただいたんでいいんですので、ひとつ強く要望しておきます。

そしてまた、通谷池の件につきましても、土手に木でも生えておれば車が落ちても止まるんですね。全然ないので、もし落ちますと下まで落ちますよ。人家もありますし、おそらく人家を飛び越えていくと反対側の道路を越えてですね。砥部焼館の駐車場へんまで飛び込むような勢いで行くと思います。今、町長も言ってましたように、新品のガードレールはいらんと思うんですよ。もうあそこでしょっちゅうですね。止まって食事したり、昼寝したりしよる車が再々見受けられるんですよ。池側でなくて、いわゆる土手側ですね。そういうあれがありますので、もしこれが1件でも落ちんうちにですね。中古のガードレール、パイプレールでもかまいませんので、事故防止のためにですね。道後平野土地改良区と先程、お話すると言よりましたけど、相談をして、早期にできるようにお願いしておきます。再答弁はいりません。

○議長（樋口泰幸） 栗林政伸君の質問を終わります。ここでしばらく休憩します。10時10分再開予定です。

午前 10時00分 休憩

午前 10時11分 再開

○議長（樋口泰幸） 再開します。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 4番、土居美智子でございます。今日は新しいユニフォームで、あまり普段着慣れない色のシャツを着ておりますので、少々緊張しております。それでは、3問ばかり質問させていただきたいと思っております。まず、下水道の問題について質問をいたします。4月28日に開催されました全員協議会において、下水道に関係する新しい問題の提起がありました。平成17年11月、公共下水道認可区域が確定、それにより、下水道工事計画区域内で認可区域外を浄化槽設置の補助対象とすることができるというものです。その根拠として、浄化槽市町村整備推進実施要綱の第3、事業の内容の（1）事業の対象となる地域の中で定められているものです。砥部町は生活排水重点地域であって、環境大臣が適当と認める地域ということです。このことが17年7月14日において、循環型社会形成推進交付金の要望申請が済んでいることに本当にびっくりしました。今、政府の動きは大変シビアに動いていることは誰もが知っていることと思っております。決して砥部町だけが例外ということもあり得ないことも理解されていることと思っております。平成元年頃から始まった下水道工事ですが、その頃は下水に係わる3省がばらばらに工事をしておりました。政府の甘い言葉で地方債は増え続け、ここに来てやっと見直しがなされ、汚水処理施設整備において3省が連携し、流用可能となる助成金制度を創設するにいたっています。そこでお伺いしたいと思います。提起のありました循環型社会形成推進交付金制度は全く新しい制度ですか。また、その内容はどのようなものでしょうか。2つめ、下水道への接続を前提に認可区域外の希望者補助金を出して

合併浄化槽を設置する構想のようですが、二重の補助とはなりませんか。どのように考えているのですか。お尋ねします。3つめ、8年度から下水道の交付金措置の変更があるように聞いていますが、どのように変わりますか。また砥部町への影響はどうでしょうか。4つめ、議会への説明資料のうち、財政計画の交付税措置の計算が違っているように思います。交付税措置分の計算根拠を教えてください。5つめ、生活排水処理等基本計画の見直しが済んだようですが、その内容をお尋ねしたいと思います。以上、5点について町長のご答弁をお願いいたします。

2つめの質問として、はじめに介護保険についてお尋ねしたいと思います。2006年版、高齢者白書によると、65歳以上高齢者人口の総人口に割合は20.04%と発表されました。砥部町は県下では低い位置にありますが、全国平均よりは高く、20.89%でした。決して若いとは言えないと思います。保険料についても、旧砥部住民は、17年合併により千円アップ、18年の改正により千円アップと、2年連続で保険料の値上げとなりました。旧広田地区の皆様は、また元に戻ったことになろうかと思えます。さて、昨年10月から前倒しで実施された施設サービスの自己負担を皮切りに2006年4月、改正介護保険法が実施されることになりました。しかし、5年後には全面的に見直されることを前提とし、走りながら考える制度としてスタートしました。

大きな改正点は、介護予防の導入と施設サービスの利用者負担、新しいサービスとして、地域密着型サービス、地域包括支援センター、居住系サービスの充実があります。その他、サービスの質の向上、負担のあり方、制度運営の見直し等が大きなポイントだと思います。介護保険法を見直す議論のキーワードは給付抑制であります。これは、サービスを利用する立場からみると利用制限ともなりますが一方、抑制すること、つまり介護保険財政の支出を節約することで、保険料が上がるのを抑えることになろうかとも思えます。介護予防システムの実施で介護を必要とする人の増大を抑え、施設サービスの利用者負担増で支出を減らすことが目的のようです。砥部町においても、高齢者がいきいきと暮らせる地域社会をめざしてを基本理念として、高齢者保健福祉計画及び第3期介護保険事業計画が策定されています。残念なことのひとつは、認知症の人の要支援認定を受けた人たちのサービスメニューが非常に狭い範囲でしか受けられないという問題です。次の5点を質問します。第1号被保険者の保険料のランクが5段階から6段階に変更になりました。それによる保険料の動きはどのようになっていますかお尋ねします。2、介護認定区分更新時に、区分の変動と言いますか、区分の変化はどのようになりましたか、お尋ねしたいと思います。3、地域密着型サービスで、夜間対応型訪問介護の内容を具体的に説明願います。4、地域包括支援センター、スタッフとしては社会福祉士、保健師、または看護師、主任ケアマネージャー、これは仮称ということのようですが、この設置が平成19年になった理由及び新しいメニューについての専門職の配置、トラブルがあったときの受付・処理の責任の所在と言いますか、責任を取るところはどうなっているのか。支援センターの設置については2年間の猶予がありますが、支援事業は2006年4月より開始されています。設置が遅れることによる住民への影響はないのか。またどのようなサービスがあるのか例を挙げて説明をいただきたい。新予

防給付に対するケアプラン作成のケアマネージャーの上限が導入されました。現在の砥部町のケアマネージャー1人が受け持つ人数は何人でしょうか。5、今まで老人保健法に基づく老人保健事業として実施してきたものに介護保険から費用を支出されることとなったが、金額をどの程度の見込みと考えていますか。これは、地域支援事業に対して出されるものでありまして、介護保険費用の3%以内と定められているようです。砥部町がどのようになっているか知りたいと思います。以上の5点の町長のご所見をお伺いしたいと思います。

続いて、やはり社会福祉問題ですが、障害者に対する質問をしたいと思います。障害者に対する国の動きも活発です。幸いにして現在健常である私たちはともすれば障害者に対する気配りが希薄になりがちです。平成17年6月と10月、障害者自立支援法、障害者雇用促進法が国会において成立、18年4月1日から施行されました。雇用促進法では、一部17年10月から、自立支援法では18年10月から実施されるものもあります。雇用促進法の主な改正点。精神障害者を企業の雇用率に算定することとしたこと、自宅において就業する障害者に仕事を発注した企業に対し、特例報酬金を支給すること。もうひとつは、障害保健福祉施策と連携を取りながら、就職支援等を支援することにより、一般雇用への移行を促そうという3点であります。在宅就業障害者に対する支援、雇用対策の強化についてお尋ねしたいと思います。1、法的雇用率は1.8%と変わりはありませんが、その中に精神障害者の雇用も算定するというものですが、砥部町として精神障害者の雇用の把握はできていますか。もしわかれば、人数は何人でしょうか。2、在宅就業障害者に対する支援をどのように考えていますか。3、現在、障害者の窓口は生きがい推進課ですか、それとも社会福祉協議会でしょうか。社会福祉協議会が行っている、あるいは委託している業務はどのようなものがあるのでしょうかお知らせ下さい。次に、自立支援法については、周知のとおり、身体・知的・精神障害の福祉サービスを一元化し、原則一割負担と食費・光熱費の自己負担となるものです。所得に応じたいわゆる応能負担からサービスを受けるたびに一定率を負担する応益負担に変わりました。この4月から、障害のある人々の働く場所である通所授産施設へ通うのにも利用料いわゆる応益負担が発生するのです。負担はサービスの利用だけでなく、医療にも1割の負担がかかります。まだ4月から始まったばかりですが、既に大きな苦悩が広がっているようです。新聞等において非常に矛盾した結果が報道されています。お尋ねしたいと思います。砥部町の障害者福祉計画の内容はどのようなものになっていますか。これをどのような方法で周知する予定でしょうか。5つめとして、ケアマネジメント、相談支援事業を行う地域自立支援協議会、これは仮の名前ですがけれども、この設置についての計画はありますか。以上、合わせまして5点についてお尋ねします。どうぞ町長のご答弁をお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただいまの土居美智子議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。専門的な事がたくさん出てまいりますので、担当課長よりも説明を申し上げさせていただきますと思います。



まず、下水道に関するご質問がございました。そのまず第1点目でございます、循環型社会形成推進交付金制度のご質問でございますが、この制度につきましては、既に内示を受け、浄化槽設置整備事業を実施しております。従来の補助金との大きな違いは、5年間の必要額をまとめて要望するというところでございます。そして、年度間での流用が可能になるというところが、大きな従来の補助金との違いでございます。この制度の詳細につきましては、担当課長に答弁をさせますので、よろしくお願いたします。次に下水道の2点目の、下水道への接続を前提に補助金を出すのは二重の補助ではないかというご質問でございますが、下水道への接続を前提に、下水道計画区域内で認可区域外の単独浄化槽・汲取り便所から合併浄化槽へ設置替えする場合に限り、平成19年度から、補助金を交付する予定にしております。本町は個人設置型の浄化槽整備事業で、個人に対しての補助であり、公共下水道は町に対しての補助であります。国の補助基準、要綱、通達等でも、原則として7年以内に公共下水道につなげない場合は、補助は可能と定められておりますので、特に問題はないと考えております。ただし、市町村設置型で浄化槽を設置している場合には、二重投資になるというふうに言われております。

次に、3点目の下水道の交付金措置の変更でございますが、下水道事業に係る財政措置の見直しが行われており、その概要は、起債の償還金に対する財政措置の変更、高資本費対策の見直し、下水道事業債特別措置分の創設の3点となっております。これも内容が専門的になりますので、担当課長より答弁をさせます。次に5点目のご質問ですが、生活排水処理等基本計画の見直しの件でございます。合併後の経過措置として、合併前の旧町村ごとの基本計画をもって、新町発足時の生活排水処理等基本計画書としていましたが、平成18年3月に、新町としての生活排水処理等基本計画を策定しました。この内容につきましても担当課長の方より答弁をさせます。

次に、介護保険につきましてですが、まず第1点目の第2期介護保険事業計画期間は、5つの段階で保険料を設定しておりましたが、これが6つに分かれたということでご質問をいただきました。これは、介護保険法の改正に伴い、改正前の第2段階、本人及び世帯全員が町民税非課税を、新第2段階として本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ合計所得金額と課税年金収入額との合計が80万円以下の人と、新第3段階として、本人及び世帯全員が町民税非課税で利用段階が第2段階以外の人に2分割したことにより、第3期介護保険事業計画期間は6段階の保険料となっております。改正の趣旨は、所得に応じて無理のない負担となるよう低所得者層に配慮することです。また、それぞれの段階層の対象者数については、平成18年4月1日の高齢者人口は、4,748人です。従来の5段階による第2段階の方は1,692人いらっしゃいます。その内で、新第2段階に移行した人は947人となっております。この数値は、保険料推計と大差はありませんので保険料については、あまり影響がないのではないかと考えております。次に、本町及び伊予地区においての新予防給付の開始の件でございますが、平成19年4月1日から実施することにしております。要介護1が、要介護1と要支援2に分割されるということで、段階が分かれるわけでございます。18年4月から、要支援者の更新申請の該当者については、介護保険法に基づき、経過的要介護として認定してござい

す。ちなみに、4月分の認定者数は、経過的要介護が5人、要介護1が19人、要介護2が7人、要介護3が4人、要介護4が5人、要介護5が3人となっております。

次に、3点目のご質問ですが、このサービスは、介護保険制度改革において、在宅介護重視の観点から施設介護に代わるものとして想定されたものであります。内容については、夜間対応型訪問介護サービス事業者が、夜間において定期的に巡回して行う訪問介護と、通報に基づき随時対応する訪問介護を組み合わせ、包括的に行うこととしております。なお、現在本町ではサービスの利用者はおりません。次に、4点目のご質問ですが、本町は、伊予地区介護認定審査会を共同で運営しており、審査が正確に行えることを考慮し、審査会を構成している伊予市、松前町との協議により平成19年4月1日からの実施となっております。また、専門職の配置やトラブルの受付、処理の責任の所在については、町の直営でございますので砥部町ということになります。また、設置が遅れることによる住民の影響については、要支援者は、経過的要介護として認定されますので、住民の皆様が不利益になることはありません。地域支援事業については、平成18年4月から一般高齢者施策として、介護予防教育事業、サテライト型デイサービス、転倒予防等の各種介護予防教室や各種健診事業を行うこととしております。また、特定高齢者施策として、要介護状態となる恐れのある高齢者に対しては、施設を利用したの通所介護予防事業や機能回復訓練、看護師による高齢者訪問事業を行うことにより、要介護状態となることの防止を行うこととしております。平成19年4月から実施される、要支援1、要支援2の方々に対する予防サービスの計画については、第3期介護保険事業計画において、平成19年に、要支援1が76人、要支援2が239人、合計315人を見込んでいます。これを仮に2人の保健師で介護予防プランを作成するとすれば、1人当たり約158人分を作成することとなります。また、国の通達により、介護予防プランの作成の委託ができるのは居宅介護支援事業所のみとなり、ケアマネージャー1人に対し8人分の介護予防プランの作成が委託できることとなります。介護予防プラン作成にあたり、保健師の補充や素案の委託等も考えながら、介護予防プランの効率化を図ってまいりたいと思います。次に、5点目の平成18年度予算において、高齢者訪問指導でかかる費用は115万7千円、介護予防教室で15万8千円、機能回復訓練で9万9千円、介護予防相談事業で33万5千円、介護予防教育事業で17万1千円、合計192万円の金額を見込んでいます。先程も土居議員さんがおっしゃられましたように、高齢者がいきいきと暮らせる地域社会、これを目指していかなければなりません。その中で、この介護等に対する法的措置が講じられたのは、3年前でございます。これから、先程も言われましたように、走りながらいろいろなことを改善していかなければならないと思います。専門的なことはたくさんございますので、また担当課長より説明をさせていただきますが、これはみんなで考えていかなければならないし、そしてまた、元気なお年寄りを作ると、予防介護というのが私も必要であると考えておりますので、その点もご理解をいただきたいと思います。

そして、最後の障害者雇用促進法・自立支援法に関する取組みについての質問でございますが、現在、町内には精神障害者保健福祉手帳を所持している人が64名いらっしゃ

やいます。精神障害者の雇用について把握する方法がないため、それを把握することは非常に困難であります。しかし、現在、社会的自立を目指して、通所授産施設であるハートピアみなみで約20名、障害者職業訓練校であるジョブサポートで4名の人が訓練を受けており、ひとりでも多くの方が社会復帰されることを願っております。次に、2点目のご質問ですが、在宅就業障害者とは、自宅等において就業する身体・知的・精神障害者であります。障害者にとって一般就業は、体力の面で自信がなかったり、新しい環境への適応が苦手であったり、また疲れやすかったりなどで、常用雇用は非常に難しいと一般的に言われています。現在、支援策として、障害者向けのパソコンを使った活動や就労を支援する、NPO法人などの団体がありますが、砥部町においては今のところ具体的な支援策は考えておりません。次に、3点目のご質問ですが、障害者の窓口は生きがい推進課が行っており、社会福祉協議会ではありません。本町が、社会福祉協議会へ事業委託しているものはありませんが、社会福祉協議会は、身体障害者及び精神障害者を対象に、ホームヘルパーの派遣による居宅介護事業を運営しており、サービスの1次的な窓口となっております。なお、社会福祉協議会では、この4月から砥部町身体障害者福祉協議会の事務局を担当しております。次に、4点目のご質問ですが、この計画は、砥部町における障害者の生活実態や福祉サービス及び関連施策に対するニーズ、あるいは障害者の総合的な自立支援システムの構築に向けたサービスの提供基盤の状況を把握するために策定するものであります。計画の策定にあたり、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者手帳の所持者やその介護者の方を対象に、砥部町の地域性を考慮し、実情に即したアンケート調査を実施する予定であります。策定の過程においては、4回程度の策定委員会を開催して協議を重ね、砥部町の実情に応じた計画にしたいと考えております。周知方法としては、広報を通して計画の概要を町民にお知らせするほか、計画書を100部作成して、障害者団体や保健福祉等の関係機関へ配布する予定にしております。次に5点目のご質問ですが、これは、平成18年10月からの必須事業であり、設置する方向で、現在、具体的な業務について準備を行っております。以上で、土居美智子議員の質問に対する答弁といたします。先ほど申しましたとおり、専門的な分野が非常に多いですので、担当課長より詳しく答弁いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） 土居美智子議員さんのご質問にお答えいたします。まず、循環型社会形成推進交付金制度の詳細について、ご説明をさせていただきます。国の三位一体改革の一環として、浄化槽設置整備事業補助金は、平成17年度で廃止され、17年度は補助金と交付金の併用でございました。今年度、平成18年度から完全に交付金化されました。この交付金制度には、循環型社会形成推進交付金と汚水処理施設整備交付金の2種類がございます。本町では、どちらの制度でも導入が可能でございましたが、公共下水道の事業認可の遅れや、総津地区農業集落排水施設整備事業の残期間が2年等の理由により、関係各課、県担当部局と協議の上、循環型社会形成推進交付金を要望しているものでございます。どちらかの交付金を要望しなければ、全て一般財源では

浄化槽設置整備事業の実施が困難となりますが、どちらの交付金を要望しても、浄化槽設置整備事業・公共下水道事業の推進、補助率、補助額等に影響はございません。2種類の交付金制度の違いでございますが、循環型社会形成推進交付金は、廃棄物の3R、リデュース、リユース、リサイクルを広域的かつ総合的に推進することを目的として創設され、人口5万人以上または面積400km<sup>2</sup>以上の地域を対象とする廃棄物の処理施設の整備が可能です。本来なら砥部町は該当しませんが、旧広田村が過疎地域の指定を受けているため、特例として、環境大臣が必要と認めた地域として実施可能となり、本町の浄化槽設置整備事業も対象となるものでございます。5年間の循環型社会推進地域計画を策定し、国が計画を承認すると事業が開始できるものですが、本町では事業内容が浄化槽のみでございますので、生活排水処理等基本計画をもって、地域計画として扱われます。町長答弁の中にもありましたが、大きな特徴は、5年間の必要額を一括して要望し、年度間での流用が可能となることとでございます。次に、污水处理施設整備交付金制度は、環境省の浄化槽、国土交通省の公共下水道、農林水産省の農業集落排水施設等の各省の所管の污水处理施設を相互に整備し、効率的な污水处理施設の普及を図ることを目的として創設されました。人口や面積要件はございませんが、一定のエリア内で実施する浄化槽、公共下水道、農業集落排水施設等を連携して整備できるよう、各事業間で融通可能な交付金制度で5年間の地域再生計画を策定し、国が承認して事業開始ができるものです。本町の場合、公共下水道と浄化槽での流用となりますが、公共下水道は億単位の交付金、浄化槽は何百万円単位の交付金ですから、交付金制度のメリットは砥部町では疑問が残るところとでございます。公共下水道事業が開始されたことに伴いまして、今回の要望申請時に、どちらの交付金制度が有利かを見極めまして、関係各課、県の担当部局等々と協議の上、要望したいと考えています。次に、生活排水処理等基本計画の内容についてでございますが、この計画は、一般廃棄物処理基本計画の中で、ごみ処理基本計画とともに定められているものでございます。一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項により、策定が義務付けられておりまして、本町で発生する全ての一般廃棄物の適正な処理をするための基本となるものでございます。町長答弁にもありましたが、合併後の経過措置として、旧砥部町と旧広田村の計画を統合したもので済ませていました。18年3月に新町の一般廃棄物処理基本計画を策定いたしました。この中で、生活排水処理等基本計画の浄化槽設置に関する部分も見直しを行なっております。従前の計画では、生活排水等処理の基本方針が、旧砥部町分は下水道計画区域外において合併処理浄化槽の設置補助金制度を拡充し、生活排水処理の一層の推進を図ることになっており、旧広田村分については、農業集落排水施設対象区域以外の村内全域を対象として、合併処理浄化槽の整備を行うことになっておりました。この計画を受けまして、旧砥部町・旧広田村それぞれが、浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を定めまして、浄化槽の設置整備事業を実施しておりました。新町の計画では、下水道計画区域以外については、従前から実施している浄化槽設置整備事業補助金制度を拡充し、生活排水処理の一層の推進を図る。また、下水道計画区域内であっても、下水道法第4条第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域、

いわゆる認可区域以外の地域については、生活排水対策重点地域の観点からも早急な水質保全を推進しなくてはならないので、下水道整備に相当の期間を要する区域においては、今後、汲取り及び単独処理浄化槽からの改造に対して、浄化槽設置整備事業補助金制度により、補助を検討するというように改正しました。従いまして、今後、砥部町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を改正し、対象住民の皆様に十分な周知期間をとった後、平成19年度に事業実施を予定しているものでございます。以上で土居美智子議員さんへの答弁といたします。

○議長（樋口泰幸） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 土居美智子議員さんのご質問にお答えします。今回、下水道事業に係る財政措置の見直しがございました。改正のポイントは3点ございます。まず、第1点目でございますが、起債の償還金に対する地方財政措置の変更でございます。ご承知のように、公共下水道には合流式と分流式がございます。今回、合流式と分流式の整備の区分に応じまして、雨水分に対する一般会計繰出金の実態等に見合った措置に見直すとともに、分流式下水道については、公共用水域の水質補てんなど公的な役割が大きい半面で、資本費が高いことにかんがみ、新たに汚水公費分として、分流式資本費に対しても地方財政措置が講じられることになったものでございます。本町が計画をいたしております分流式の場合で申し上げますと、まず雨水の公費負担割合が償還金の1割となります。次に新たに汚水の公費分が処理区域内人口密度に応じまして償還金の2割から6割の5段階に区分し公費対象となるものでございます。具体的に申し上げますと、処理区域内人口密度が25人未満なら6割、25人以上50人未満なら5割、50人以上75人未満なら4割、75人以上100人未満なら3割、100人以上なら2割となっております。これに雨水分の1割を加算するものでございます。つまり、雨水分と汚水公費分を合計した公費負担割合は処理区域内人口密度により3割から7割となり、人口密度が高くなれば公費負担割合は下がるということになります。7割になればこれまでの公費負担割合と変更は無いこととなります。第2点目は、高資本費対策の見直しでございますが、地理的条件や個別事情によりまして、料金の対象となる汚水資本費が高水準となる事業に対しましては、著しく高くなる使用料を抑えるために、一定水準の使用料徴収を前提に資本費の一部に公費負担が講じられることとされておるものでございます。第3点目でございますが、公費負担割合の変更に伴う下水道事業債特別措置分の創設ですが、これは平成17年度までに発行した下水道事業債の償還金については、従来どおり償還金の7割を保障するために、新たな財政措置に基づく額との差額を下水道事業債特例措置分に振り替え、発行対象額については全額後年度に財政措置が講じられるというものでございます。以上、3点が下水道事業に係る財政措置の改正の内容でございます。次に交付税措置の件でございますが、現在、本町で基本計画を策定しておりますが、この中の財政計画におきましては、毎年度の起債償還金の50%が交付税措置されることになっておりましたことから、これを交付税措置額として見込んでおるものでございます。今回の見直しに基づきますと、処理場の供用開始1年目までは、処理区域内人口密度はゼロでございますから、公費負担割合の変更はないわけです

が、供用開始2年目以降からは処理区域内面積の中の処理人口により人口密度が確定いたしましたして、公費負担割合が確定することになります。つまり、供用開始以降、処理区域内人口密度が25人になるまでは、交付税の措置額に変更はないわけですが、25人を超えますと、雨水分の1割と汚水公費分、本町の場合は人口密度が25人以上50人未満に該当することから5割となりまして、雨水分の1割を合わせまして6割となるものでございます。これが公費負担分として交付税措置されることになります。従いまして、公費負担分が従来でございますと7割であったものが、見直しによりまして6割となりまして、1割減少することとなるものでございますが、この1割のうちどれくらいが交付税措置に影響してくるかどうかにつきましては、現在、国から詳細な情報がないことから、現時点では把握できてないわけでございますので、ご了承賜りたいと思います。この減少分につきましては、徹底的な合理化、コスト縮減に努めまして対処していかねばならないと考えています。以上で、土居美智子議員さんへの答弁いたします。

○議長（樋口泰幸） 土居美智子君。

○4番（土居美智子） 答弁をいただきましたけれども、なかなか私の方もメモを取りますが、思うようにメモも取れませんので、ただ下水道の問題について、先程の町長の答弁の中には、合併浄化槽は個人宛に補助金を出すものであって二重投資にはならないという答弁があって、その後、担当課長からはそうでなかったような気がするんですが、そうじゃないですかね。私たちが4月28日に説明を聞きました時には、町からも補助金が13万、まあ、そのケースによりますから確定じゃないんですけど、13万前後の計算が出てたかのように思ってるんですけど、これは個人宛に貸し付けるという意味だったんですかね。これは後で返事をいただきたいと思います。どちらにいたしましても、4月28日に説明がありました認可区域外の計画区域についての合併浄化槽設置整備に対して補助金を出したいという説明を、私はそのように受け止めておりましたので、たまたまいただいた書類が時系列的に順を追って書いてございました。17年の4月に補助金が廃止になることの情報が入りましたよと。17年同じく7月14日に18年度交付金要望を申請、既にここで循環型社会形成交付金ということで申請をしております。この間のわずかな時間で汚水処理方法を議会の中で決定しまして、11月には認可がおりているにも関わらず、私たち下水道整備特別委員会にもその認可がおりた知らせはなかったかと思います。私は知りませんでした。12月の定例会において、初めて認可がおりていることを確認しました。合併浄化槽が認可を受けたので、まあ、あの書類から見ると、認可を受けたので、じゃあ浄化槽の設置補助もできるんじゃないのかなと。先程言われておりますけれども、私も書類を出して読んでみました。確かに言われたように、下水道工事の認可区域以外で、合併浄化槽を設置してもよろしいと、アから何々までの間に該当するものであればよろしいと。砥部町は汚水の重点地区の指定のもとでやるというふうなことであったのかなと思っております。ただ、私たちが思いますのは、議会の中で特別委員会を持ちながら、町の方はどんどんと先に行ってる。それがまとまってからしか私たちの手元には知らされてないっていう、あるいは誰かが知って

らっしゃったかどうかは知りません。私だけが知らなかったのかもしれないんですけども、非常にこれは、本当に町をあげての大きな工事ですから、私たちが知らないということは大変なことですし、これから先もそういうことがあってはならないと。やはり町長が常に言ってます、議会は両輪であると考えてるのであるならば、やはりきちんとした説明を随所、随所をお願いしていただいて、議会も議会でそれなりに検討しなければならぬのじゃないのかなとこのように思います。私は、今回の下水道の問題につきましても、下水道一本やりでやりますよと言いながら、片方で合併浄化槽の補助金も出しますよという、このような形を取ってこられました。早急に水をきれいにしなければならぬというのであれば、私たちは最初から合併浄化槽、市町村型の合併浄化槽ができるんじゃないかなと。そういうことを検討してはどうかと玉井議員さんと同じように私たちも意見を求めてきましたけれども、下水道一本やりでやっていくと。ところが、制度が変わるから合併浄化槽もやって早く水をきれいにしなきゃならない、それで、あと補助金は二重にならない、こういうふうな答弁をいただきましたけれども、私たちは納得ができませんし、ましてや担当課長のほうから、都市計画法の下では下水道しかできないというふうな回答をいただいております。私はやはりこの計画は最初からやり直して、練り直してやるべきじゃないのか、あまりにも先のこと、介護の問題じゃありませんけど、走りながらやるにしては町としては負担が大きすぎる、私はこのように考えております。町長のご答弁をいただきたいと思います。最初から計画をやり直すということで、ご答弁をいただきたいと思います。

実は、介護の問題に移りますけど、砥部町内で実際にあった事例がありまして、今年の4月なんですけど、あるご老人がですね。介護認定区分が3から1に変更になって返ってきたと、このような事例がありました。年齢的には90歳を過ぎてらっしゃる方です。私の友達にケアマネージャーをやっている人がおりますので、電話かけてこんな事例ってあるのかなって聞きましたら、外科的に、まあ言えば腕が折れました、足が折れました、このようなときにはですね。それが回復すれば認可が下がるということも、区分が下がるということも有り得るけれども、まず90歳という年齢から考えれば、よほどのことがない限りは認定区分が変わるということは有り得ないのじゃないかなと、このような回答をもらいました。その方は主治医の先生に3から1に変わったんだけどっていうふうにお話を持っていかれましたら、いやいや私とかが書いた意見書はあくまでも今までの3であると、そのとおりに書きましたよと、こういう回答がありまして、不服を申し立てられまして、正式な不服かどうかわかりませんが立てられましたら、区分が3になって訂正されて戻ってきたと、このような事例があります。今度19年度から開設されます地域包括支援センターは、その財源の中に第1号保険料から19%も投入される予定のようです。また、その中の仕事のひとつに、地域のケアマネージャーの指導や助言という仕事が入っております。私はやはり今回のひとつの事例をとりましても、まあ実際には、そこの病院の先生が言われるには、砥部には時々このような問題があるんですけど、言葉は違うかもしれませんが発言をなさっております。ということは、ただひとつの例だけではないんじゃないかなと思っておりますし、ましてや今度、

支援センターが19年から開設されますと、本当に仕事のですね。十分な研修を積むという、この作業が非常に大切なことになるのではないかと思います。ましてや、もし、誰かを雇用しなきゃならないとか、あるいはそこへ配置換えをしなきゃならないとか、こういうことになりますと、人選には十分な配慮をお願いしてですね、業務にあたる職員さんのスキルアップも求められますので、それらの仕事はこなしていただきたいなと思っております。また、今回、行政に期待したいひとつは、いわゆる地方自治に力が随分といただいておりますので、情報公開というのは、ましてや今までの措置の状態から、いわゆるサービスを買うという状態に変わっておりますので、そうしますと、やはりお金を払う側としましては、より自分とこに適した施設を選びたいと、こう願うことは皆さん同じだと思います。その中で、やはりこの行政が権利をもちました情報公開、こういうものは徹底して指導していただいておりますね、やはり皆さんが安心して、本当に安心して預けていただける、あるいは世話をしていただける、こういう施設を選ぶ事が可能になる、こういうような情報公開をぜひともやってもらいたいと。当然その中に、業務改善、あるいは業務改善の勧告とか命令、あるいは指定の停止の命令も可能になっておりますので、職員の技能と言いますか、能力と言いますか、これも随分と高度なものが求められようかと思いますが、こういうふうな研修の問題について町長さんがどのように考えておられるかお伺いしたいと思います。

それから、自立障害の問題なんですけれども、実は応益負担ということになりまして、非常に苦しい現状が新聞等々に報道されております。私がひとつ事例を持っておりますのは、本当に今、家族からはずれてですね、独立して実際に自立して生計を取ったらどうなるのか、あるいは家族の中で生活すればどうなるのかというふうな問題2つが選ばれるようになっておるようなんですけれども、どちらにしましても、非常に負担が増えていると、こういう問題は計算されました中にあります。本当に今回の新法が目指すのは、障害者が、あるいは障害をもってらっしゃる方が実際に働ける社会にしていくこと、これが大きな今回の新法を目指すポイントではないかと思っております。それぞれの人間にふさわしい働き方と、働きぶりと働く場所があるということだと思います。働く事が前提とされる通所事業所の目的だけでなく、喜び、安心感というような障害特性をも評価できるサービスの支給が必要ではないかと考えております。今回計画されます障害者福祉計画の策定にあたっては、事業者に委託するのではなく、町として、障害者当事者の生活実態やニーズの把握に努め、専門員、あるいはもちろん家族会とも連携を取りながら、地域生活の実現を柱とした内容の計画を立ててほしい、私はこのように思っております。

○議長（樋口泰幸） 2回目の質問は10分。お願いします。

○4番（土居美智子） はい。2006年度中の策定となっております。本当に時間的にゆとりはないと思いますので、是非研究に入っていただきたいなと思っております。あと1分ということですので、どこを言っているのかなと思っておりますけど、障害者におきましても、やはり介護と同じようにコンピューター判定ということが今回から導入されておりますけれども、機械だけで頼るのではなくて、やはり聞き取り調査等々の



人間的なものを十分に発揮されて、誤りのない判定をしていただきたいと思います。町長はこの障害者判定についてどのように考えておられますか。お尋ねをしたいと思います。以上です。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） それでは、ただ今の土居美智子議員さんの質問にお答えをいたします。まず、第1点の合併浄化槽設置補助金の問題でございますが、これはもうご存知のように3省が今までばらばらであったのが、ひとつにまとまったということで新しくできた法律でございます。そういうことですね。これはやはり時代に合ったものに変えていったんだと、私は思います。そしてこの下水道の整備には、たくさんの時間がかかるということ、もちろんお金もかかるんですが、年数がかかるので、その間、単独浄化槽や汲み取り便所がそのままになってはいけないということも私はこの法律ができた大きな原因でないかと思っております。ということで、前からも申し上げておりますように、砥部町も1期、2期、3期と工事を進めてまいります。やはり1期の計画が今、進んでるわけですけど、2期に入る時には2期なりの工事設計をしていかなければなりませんし、計画の見直しについてもあるかもわかりません。やはり柔軟な姿勢で、今一番必要な整備方法、これをやはり私は考えていくのが大切でないかと思っております。従いまして、私は今、この下水道計画を前から申し上げておりますように、最初からやり直してやっても同じことになるというふうに考えておりますし、元に戻してゼロからやるということは考えておりません。これをやっても、私はまた皆さん方にご迷惑をかけるだけだと思います。ということで、私の役目として、この第1期工事をきちんと完成させたい。そしてまた、次の方に2期目の工事の計画をしていただいたり、そのときにはよく現状を把握して私はやっていただきたいというふうに考えております。

次に、介護の研修、情報公開等でございますが、私もやはり情報公開はしていかなければならないと思っております。そこでやはり介護費が上がるということに対して、いろいろ批判もございまして、高度な介護をしていくにはお金がかかるということもご理解をいただかねければなりません。もちろんどのようにすれば介護費が安くて、高度なサービスが受けられるか、そのへんも考えていかなければならない問題ですけど、そのへんも含んで、これからいろんな状況判断をしていきたいと思っております。また、職員の研修につきましても、これは申し上げましたように、まだ歩き始めて3年あまりのものでございますので、これからおおいに研修をして、そして皆さん方のご意見を聞いて、いい方向にやっていかなければなりません。そういうことで、研修については、土居議員さんが言われましたように、町の職員、一生懸命またやらせていきたいというふうに思っております。それから、精神障害者等、障害者の方の自立支援ということでございまして、私もハートピアから火曜日と木曜日にお弁当を取らせていただいております。そのときに私は箸袋に必ず私がいろいろなこと、思うことを書いて皆さんにお伝えをしております。これが、お弁当を取り出してから今まで続けているわけですけど、やはり自立する方への心の支援も私は必要ではないかと思っております。もちろん、法的ないろいろな支援をしていくのは大切なことですが、やはり社会で認めてあげる、そしていろいろ

なお話をする、それがまた私は必要ではないかと思えます。そういうことで、決してなおざりにはしておりませんし、これから障害者の方が立派に自分に合う仕事につけて、生活ができるように応援をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。以上です。

○議長（樋口泰幸） 土居美智子君。

○4番（土居美智子） 今の長町さんの答弁の中に、やはりこの下水道問題については、もう元に戻す考えはないというお話をいただきました。また、担当課長さんの方から、交付税措置の改正点についてお話をいただきましたけれども、25%以内だったらいくらというふうな形で変わっていくようですが、交付税措置そのものの考え方というのが、交付税とは違うということ。で、これは私が今日ちょっと意見を述べさせてもらおうと思って計算したのは、過去のいわゆる17年度分の、いわば今日の説明を聞けば交付税措置ということになるかと思うんですけども。そのいわゆる皆さんが知ってますように、生活するためにはまず収入がありますよと。ところが、我が家の生活をするための支出のお金がありますよと。それを差し引いた時にですね。収入分が足りなければ国が補てんしましょうと。こういうのが交付税、一般交付税。で、交付税措置というのは、その一般交付税をいただいた割合が何%になるのかという計算をして、その交付金額にその交付税率をかけると。これが交付税措置であって、一般交付税とは全く違うという意味合いをやはり充分に理解しておかないと。以前のいわゆる砥部町が実際に193億の借金をしようとしたときの計算をちょっと例に取りますと、その半分の96.5億円が交付税措置されますよと。ところが2003年の資料になりますけれども、交付税の比率は49.1%でした。そして、この49.1%をかけますと砥部町の収入となる交付税措置でいただけるものは、47億4千万円、残りは町の負担いわゆるマイナス部分となりますので、起債償還の町の負担率は大きく、75.4%が逆に町の借金として、あるいは入ってこないお金としてなりますから、非常にここらへんが計算間違っているんじゃないかなとこのように思っております。ここらあたりをもっと精査してもらいたいなと思っております。それから、もしこういうふうに本当に大きな計算間違いがあるとすればですね。当然、住民にその使用料金をお願いしなければならないということで、混乱を招くんじゃないかなと。ましてや税の不公平が起きるっていうのは、最初から交付税、今、第1期工事、この間、説明があった高尾田あたりの第1期工事については、今回の合併浄化槽の補助金制度はないわけですから、そこらあたりと今度いわゆる下水道の計画区域以外の、外山であるとか、周辺当たりの部落にも全く今回の工事は当てはまらないし、当然下水道工事は回ってこないということになりますと、本当に税の不公平が起きる。町長にお尋ねするんですけど、会計は最初から企業会計にするべきじゃないかなと。そうすると誰からも、自分が使った分は自分が払って自分が賄っているということになれば、誰も文句は言えないんじゃないかなと。やはり国も言っておりますように、雨水は公費で、汚水は、いわゆる雨水（あめみず）は公費で処理しなさいよと。で、汚水いわゆる自分とこの家庭から流れていった水については自分の費用でやりなさいよというのが原則でございます。やはりこのように自分たちの地域が税の不公

平がないようにするためには、砥部町全体にもう一度この説明会をやらなきゃならないんじゃないかなと私はこのように思っておりますので、町長のご答弁をお願いしたいと思います。

そして最後になりますけど、私がメールの返信をしております総務省のある方となんですけれども、やはりこの方も、下水道事業には経営に伴う収入、いわゆる使用料金で賄わなければならないものとされておりますが、一般会計によつての経営を賄うことが認められている、雨水の処理、あるいは黄土処理ですね。チッソとか。こういうものについては、まだ数点ありますけれども、まあ一般会計からかまいませんよと。一般会計からの繰り出しというのは、いわゆる租税の収入を財源として使うわけですから、汚水の処理費の回収をすることによつて、下水道処理を賄っていかないと住民への不公平を生じるばかりですよ。総務省としましても、やはりこういうことはですね。既に自治体へのほうへもですね。要請しておりますよと。まあ、勿論、今は走り走りで読んでおりますからあれですけど、総務省の方と返信をしましても、やはりもう少し考えていかなければ税の恩恵を受ける人、受けない人、いわゆる今回は1期工事の人だけしか説明しておりませんから、それ以外の人にはわからない。広報だけでみんなが読み取れるわけがないと思います。やはり対面で話していくことが非常に大切かと思っておりますので、そこらあたり説明会について町長のご答弁をお願いしたいと思っております。

障害者の方の話になりますけれども、自立という言葉をちょっと辞書でひいてみますと、自分以外の者の助けなしで、または支配を受けずに自分の力で物事をやっていくこと。独立、一人立ち。これは岩波国語辞典なんですけど、このように書いてあります。本当に私たちが常に町の中で、地域で障害をもってらっしゃる方たちとともに生活をするということにつきましては、十分に自分たちも勉強しなければなりませんし、また、町としてもそれなりの支援をしてあげなければ、私たちがともに生活をするということ到底難しいことじゃないかなとこのように考えております。今、家族会というふうなことで、そこは社会福祉協議会が窓口ということになっておりますけれども、町の中でちょっと聞きましても、もう少し動きができたらいんだけど、あるいは仕事の支援をしてもらえるところがあったらいいんだけど、町の方もなかなか動いてもらってないし、まあ、社会福祉協議会というのは家族会の事務局なんですかね。そういうところも動きがまだまだなんですよという話を聞きます。また、近いところでは、本当に1万円の工賃を取るがために2万、3万という応益負担分を出さなきゃならない。だったら自立支援法も何にもならない。だけど、もちろんいいことは、自分たちがサービスを買うという気持ちの上の負担というのは、お金を出すことによつて少しは軽くなるのかもしれませんが、それが逆にですね。生活に似合わない実態になってるということを考えて時に、砥部町において、いろいろな減免措置であるとか、その障害者たちを補助するための新制度というのを考えてらっしゃるかどうかわかりたいと思っております。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） それでは土居議員さんの最初のもう一度見直せということで、総務省の方の見解ということで、メールでの見解をいただきました。私が、先般、中四国

の下水道大会の時には、総務省の方もご出席しておりましたし、勿論、国土交通省の方もご出席しておりました。しかし、その方のご意見というのは、土居議員さんがお友達でメールしている方とは、また違うご意見でございました。そういうことで、やはり総務省の職員の方でも、それぞれ考え方も違うんじゃないかなというふうには思います。

その後、もうひとつは、やはりニュアンスというのがありまして、言葉はどう取るかによって、かなり違った方向も出てくるんじゃないかなというふうにも思います。そういうことで私と土居議員さんの意見の違いというのもそこらへんにもあるんじゃないかなと思います。それと、インフラ整備については、やはり町としてやらなければならないものというのも私は当然あるものと思います。そして、これをやることによって、他の住民の方も恩恵を受けるわけです。確かに、おっしゃられるように下水道だけということであれば、当然使用する方、それには恩恵を受ける方が負担するのは当たり前の理論ではありますが、どこまでをお願いするかというのがひとつの観点になるかと思えます。それともうひとつ、この下水道の事業には、どこの町も前ほどから指摘していただいておりますように、赤字になるということは言われております。しかし、全国でほとんどの町村が赤字だと。砥部町は、赤字だからやめようというようなご意見もございますが、全国の町村を見ていただいてもわかるように、赤字でもやらなくてはいけない事業も私はあるんじゃないかと思えます。勿論、経費をできるだけ削減して、赤字にならないように努力はしていかなければなりませんし、できるだけ安くあげる方法、そして運転の費用、ランニングコストも安くあがる方法、これも考えていかなければなりません。そういう中で考えますと、やはり下水道というのは、私は整備していかなければならないというふうには考えております。そういうことで、若干、土居議員さんとは考え方が違いますが、その点については、ご理解をいただきたい。もし、ご理解をいただければこれももう仕方ないんじゃないかなということです。それで、私も話はこれからも土居議員さんとも下水道についても話をしていきたいと思っておりますが、私としては、下水道を進めていきたいというふうには思っております。

先程の障害者の自立ということで、支援をしてもらわなくてもできるようなのが自立だというようなご意見もいただきました。もちろんそうかもしれませんけど、やはり法的な支えがあったり、いろんなところでお支えをせんといけないと思えます。そしてこれは、金銭的、経済的なもの、そして精神的なもの含めて理解をしていくということが私は必要ではないかと思えます。自立というのは自分で全部考えてやるわけでもないと思えます。そういうことで、この件につきましては、先程も申しましたように、できるだけ応援、経済的なもの含めて、精神的なもの含めてしていきたいというふうには思えます。それと、新制度の話があったかと思えますが、これについても、やはり新しい制度というものは、欠陥もあったり、そしてまたいいところもあったりということで、これからよくいろんなことを現在の状況に合うかどうか、そういうことも含めて改善も当然されていくと思えますし、私どもも敏感にしていかなければなりません。しかし、一番のものは、国が決めてくるというのが非常に大部分を占めますので、これは、国会の先生方にも陳情したり、そして砥部町で単独にできるもの、これはやはり皆さんと相

談しながらやっていかなければならないというふうに思っております。以上で、ご答弁とさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 土居美智子議員さんのご質問にお答えいたします。交付税措置の件でございますが、今の現行制度につきましては、先程申し上げましたように、起債償還金の50%が交付税措置をされるということになっております。この交付税措置をされた50%の額を交付税をいただくときの申請をするときに基準財政需要額の中に、その50%をみていただくということで、それを加算することによって交付税をいただくというシステムに現在はなっております。で、これにつきましては、先程説明をさせていただきましたように、今までだったら雨水の7割ということに対して財政措置を講じられておったということが、今回見直しになりまして、人口密度が25人超えますと6割ということになりまして、それが1割減ることによってどういうふうになるというのは、現在、国からの通達がございませんので、はっきりした答弁はございませんが、計算上はそういうふうなものになっておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 土居美智子君の質問を終わります。5番、中村茂君。

○5番（中村茂） 5番、中村茂でございます。私は、ちょっと違った観点から、子どもの問題について取り上げてみたいと思います。登下校時の安全を守ろうについて質問いたします。今、幼い子どもたちを取り巻く不幸な事件、事故が悲しいことに後を絶ちません。世界一治安が良いと言われていた日本の風景はどこへ行ったのでしょうか。本年4月、秋田県藤里町で3年生の女の子が行方不明となり、その後、水死体で発見された。同じ地域でわずか1ヵ月後の5月には、小学校1年生の男児が連れ去られ殺害し、遺体を放置するという痛ましい事件が発生したことは皆様のご記憶に新しいところです。6月5日、容疑者が逮捕されました。逮捕された容疑者がなんと水死体の娘の母親であったということは、本当になぜ1年生の男の子を殺されなければならないかという、謎の深い事件であり、解決までには当分時間がかかるのではないかと思います。また、同じ頃、佐賀県唐津市では、小学校5年生が車にはねられた後に連れ去り、林道に放置されたひき逃げ事件が発生しています。過去に起こった事件、事故を教訓にして、地域や学校が安全対策に一生懸命取り組んでいるにもかかわらず、一向に後を絶つことなく、その範囲も都市から地方へと不特定で発生しています。今、全国各地で防犯の抑止に向けて様々な取り組みが行われています。山形県酒田市では、地域住民、学校関係者が協力して通学路の総点検を行い、問題箇所の洗い出しを行うとともに、市議員や町議会議員も参加して意見交換を行っています。そして、住民による、まつばラッコ応援隊を発足させ、昨年からは児童、生徒の見守り活動を行い、安全なまちづくりに努めています。また、北海道奈井江町では、登下校時の子どもたちの安全を守るため、住民組織、ないえっ子見守り隊の隊員を町民に募集しています。応募は個人でも団体でも受け付けて、説明会を開催し、登録した町民に帽子や腕章を配布しています。高知市では、大学生が組織を作ってリーダーを中心に統一カラーのジャンパーを着用して、下校時の

子どもたちと一緒に付き添い見守っています。砥部町においても本年3月に公用車に防犯ステッカーを貼り、子どもたちを守る運動をスタートしたが、まだまだ本格的な取り組みとはいえないと思います。町内小学校区ごとに父兄を中心に登下校時の見守り活動を行っていますが、人数も少ないため、先生方が手分けして対応しているのが現状であります。これを先程紹介した北海道奈井江町のように通学路の安全を守るためのボランティア組織を立ち上げ、広く隊員を募集して登録した町民に見守り隊の帽子や腕章ないしジャンパー等を貸与して、校区ごとにスクールガードリーダーを決めて、リーダーを中心に活動し、必要に応じて3校区のリーダーが集まって安全対策や実状について意見交換を行うなど、行政が積極的に係わって、推進すべきであると提案いたします。現在、父兄や先生方が付き添って下校する風景を見かけますが、服装も私服でまちまちです。付き添いの人か一般の人か見分けがつきにくい場合があります。これを見守り隊と認識できるように帽子や腕章ないしジャンパー等を着用することで、一般の人と区別がはっきりします。事件・事故は、何時、どこで、何が起こるか予測ができません。したがって、こうした地道な活動の積み重ねが事故を未然に防止することにつながります。少子化の進む中、子どもは国の宝と言われています。犯罪を防止する観点から、犯罪が発生しにくいまちづくりのために、全町が一丸となって取り組むべきであると思いますが、町長のご所見をお伺いします。

○議長（樋口泰幸） 中村町長。

○町長（中村剛志） すみません。中村議員さんのご質問にたいしましては、教育長より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 児童、生徒の安全対策ということでございますので、私のほうからお答えを申し上げます。ご承知のとおり、昨年末からの、子どもたちが被害に遭うという事件を受けまして、各地域で防犯対策に取り組んでおるところでございますけれども、なお痛ましい事件が発生をしておりまして、極めて残念でなりません。本町におきましても、子どもを見守る体制を整備するため、学校単位で協議を重ねまして、既に地域の協力を得て活動を始めている校区もございしますが、PTA役員が対応している校区、あるいは検討中の校区と、取り組みに差があるのが現状でございます。この要因には、どのような組織づくりが望ましいのか、協力を得る住民に負担があるのではなかろうかといった課題を検討しているというところでございます。そうした中で、活動の先進地、こういった見守り隊の活動の先進地であります、新居浜市内の保護者や、PTAのOBなどで組織しておりますNPO法人守ってあげ隊というのがございます。この方に先日来ていただきまして、親がやらなきゃ誰がやると、こういったキャッチフレーズで、スクールガード養成講習会を先日開催いたしました。町内の保護者、あるいはPTA役員、教職員などにその講習会に参加をしていただきました。この講習会で得たノウハウを、各校区へ持ち帰っていただいて、今後の組織結成に役立てていただけるものというふうに考えておるところでございます。ご提案いただきましたジャンパーなどの貸与の件でございますけれども、この件につきましては講習会の中でも、このNPO法

人の方のお話の中に、子どもを守るための活動は、まず保護者が行動すべきであって、協力いただける地域の方々も含めて、活動のためのユニフォームづくりなどは自分で準備してでも、地域の子どもは自分達で守るんだと、こういった強い意志を持っていただくことが、組織そのものを長く継続させるために必要であるという提言もございました。また、既に町内の一部の校区では、統一した色の帽子を着用している例もございます。また、近隣の自治体の状況も問い合わせしてみますと、それぞれ今申し上げたような形の準備を進めておるといようなこととございます。いずれにいたしましても、やはり強い意思を持っていただくためには、自分たちで準備してでもという形をお願いをしてまいりたいと思いますし、ご理解をいただきたいと思います。なお、行政におきましても、引き続き見守り隊組織づくりの技術的な支援ということについては、当然、推進してまいりたいと思っておりますし、登下校時以外やあるいは休日などに子どもを見守っていただける活動のひとつの方策として、現在、商工会の会員の皆様をお願いをいたしまして、町内を営業で回られる車両に、町の公用車に貼ってありますような、子ども安全パトロール中というこういったプレートを貼っていただきたいというお願いをしております。協力していただけるというふうなことで、現在、その候補者の方を調査中とございます。こういった視覚に訴える防犯活動を進めることで、行政だけでなく、民間のこういった皆さんの力もいただきまして、町全体で子どもを見守るといふこういった気運の醸成に努めてまいりたいというふうに考えております。議員各位におかれましても、それぞれの立場で子どもたちを見守っていただけますようお願いを申し上げます。以上で、中村議員の質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（樋口泰幸） 中村茂君。

○5番（中村茂） リーダーの要請には、警察OBの方等ですね。お願いしてやっていくのが一番いいのではないかというお話も伺っております。特に町が中心となって、そういう方々に対してですね。お願いして、プロでございませぬので、犯罪のプロでございませぬので、そういう人たちに有効にお願いして、活用したら成果も上がるのではないかとこのように思います。えひめマンダリンパイレーツの選手たちもですね。そういう見守り隊になって、27名の選手が地域の小学校の見守り隊を買って出ておると、そういう話も載っております。また、東温市では、ITで子どもを守れということで、ITのタグをつけて、子どもが何時についた、何時に帰ったということを親たちに知らせる、これは国が補助の対象としてですね、スタートしているという記事も載っております。最後に社説にもですね。地域の子どもはみんなで守りたいというこういう社説がございましたので、引用して終わりたいと思います。近年、下校中の子どもの受難が相次いでいる。奈良市では、おとし11月、小学生女児が誘拐、殺害された。昨年11月には、広島市で女児が殺害されている。12月の栃木の女児殺害事件は未解決だ。同じ年の頃の子どもを持つ親は気が気でないにちがいない。ただ、今回の秋田事件のように、児童とごく近い人物の犯行は想定外で、これまでの対策では防ぎきれないのも事実だ。不審者から子どもを守る活動に取り組む人々の衝撃は大きいだろう。しかし、ここで肩を落

としては元も子もない。下校中の子どもたちがひとりになる死角を作らないことに、なお知恵を絞る必要がある。地域の子どもたちの命はなんとしても、地域全体で守ろうという意識を高めなければならない。地域の目を一層充実させて、子どもの安全をより確かなものにしていきたい。このようにも結んでおりますが、我々は絶対、砥部町ですね。そういう子どもを出さない、そういう出にくい町にしようということをスローガンに掲げてですね、真剣に取り組んでいく必要があると思います。油断したところに必ず事件事故が起きると思いますので、気を引き締めて、お互いに声を掛け合いながら、ひとりひとりが注意をもって子どもたちを見守っていききたいとこのように思いますので、このことを提案いたしまして、質問を終わります。以上です。

○議長（樋口泰幸） 中村茂君の質問を終わります。これで一般質問を終わります。午前の部はこれで終了し、昼食とします。日程第6からは1時10分の再開といたします。終わります。

休憩 午前11時38分

再開 午後 1時10分

~~~~~

#### 日程第6 承認第3号 専決処分第3号の承認について

(砥部町母子家庭医療費助成条例及び砥部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について)

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 再開します。日程第6 承認第3号 専決処分第3号の承認についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。丸本住民サービス課長。

○住民サービス課長（丸本正和） 承認第3号 専決処分第3号の承認についてご説明申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定によりまして、砥部町母子家庭医療費助成条例及び砥部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、議会を招集する暇がないと認め、別紙のとおり、本年3月31日に専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。厚生労働省の告示の改廃に伴う条例改正でございまして、改正部分につきましては、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。1ページ、2ページともにアンダーライン引いてございますが、同一の字句の改正でございまして、まず1ページ砥部町母子家庭医療費助成条例第4条第2項中とそれから、2ページでございまして、砥部町重度心身障害者医療費助成条例第4条第2項中にそれぞれ引用しております、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法、平成6年厚生省告示第54号が本年3月31日限り廃止され、4月1日から診療報酬の算定方法、平成18年厚生労働省告示第92号が摘要されることに伴いまして、それぞれ引用する告示名の改正を行ったものでございまして、施行期日を4月1日としたものでございます。以上で、承認第3号の説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。



○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

承認第3号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって承認第3号 専決処分第3号の承認については、原案のとおり承認されました。

~~~~~

日程第7 承認第4号 専決処分第4号の承認について  
(砥部町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について)  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第7 承認第4号 専決処分第4号の承認についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。丸本住民サービス課長。

○住民サービス課長（丸本正和） 承認第4号 専決処分第4号の承認についてご説明申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定によりまして、砥部町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例につきまして、議会を招集する暇がないと認め、別紙のとおり本年3月31日に専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。厚生労働省の告示の改廃と、それから介護保険サービス事業所の廃止に伴います関係条文を中心としまして、一部表現の整備を合わせて改正したものでございます。改正内容につきましても、新旧対照表をご覧くださいと思います。まず1ページの第3条第4号を削り、第4条中、「及び介護保険」を削りましたのは、介護保険サービス事業所の廃止に伴うものでございます。同じく第4条中、「同被保険者」を「その被扶養者」に改めましたのは、適正な字句にしたものでございます。次に2ページでございますが、第4条第7号を削り、第8号を第7条に繰り上げました。これにつきましては、介護保険サービス事業所の廃止に伴うものでございます。次に、2ページから3ページにかけての第5条各号の改正でございますが、第1号、第2号につきましては、改正前の条文に引用しておりました診療報酬の算定方法、それから入院時食事療養の費用の額の算定基準につきまして、厚生省告示により、健康保険法と老人保健法で別々に定められておりましたものが、本年3月31日限り廃止され、4月1日からそれぞれ一本化された厚生労働省告示が適用されることに伴い、改正するものでございます。次に、改正前の第3号につきましても、介護保険サービス事業所の廃止に伴いまして、その規定の必要がなくなったためございまして、改正前の第4号から第6号までの規定内容をひとつにまとめて表現して、それを新たな第3号として整備しました。また、第4号を新たに実費の規定にいたしましたものです。

次に、4ページでございますが、7号の表の一番下、往診車の金額欄の中の「超える毎に」の「毎」を漢字からひらがなに改めて、この号を第5号に繰り上げたものでございます。なお、施行期日につきましては、厚生労働省の告示に伴いまして、4月1日としたものでございます。以上で、承認第4号の説明を終わらせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

承認第4号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって承認第4号 専決処分第4号の承認については、原案のとおり承認されました。

~~~~~  
日程第8 承認第5号 専決処分第5号の承認について  
(砥部町税条例の一部を改正する条例について)  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第8 承認第5号 専決処分第5号の承認についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。武智税務課長。

○税務課長（武智充吉） 承認第5号 専決処分第5号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成18年6月12日提出、砥部町長 中村剛志。専決事項についてですが、1ページめくってください。専決第5号 砥部町税条例の一部を改正する条例について。平成18年3月31日付で、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、砥部町税条例の一部を改正するものであります。それでは、税条例の改正事項について説明いたしますので、別添をつけております砥部町税条例の改正の一部改正の概要というので、説明したいと思います。この表みたいになっておるやつです。まずはじめに、今回の主な改正点でございますが、平成19年度から三位一体改革の一環としまして、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲が行われます。個人住民税は、所得割の税率を5%から13%の3段階であったのを、一律に町民税6%、県民税4%、合わせて10%に固定化します。所得税につきましては、10%から37%の4段階でありましたのを5%から40%の6段階になります。それに伴いまして、課税所得金額が195万円以下の方につきましては、住民税が5%から10%に引き上げられます。逆に所得税が10%から5%に引き下げられます。以上のようなことが主な改正点でございます。それでは、各条項につきまして説明させていただきます。まず第

24条第2項でございますが、個人の町民税の非課税の範囲ということで、均等割非課税の限度額を算定する扶養者加算の金額が17万6千円から16万8千円に引き下げられました。第31条につきましては、条文の整備でございます。第34の2、所得控除でございますが、新たに地震保険料控除が創設され、損害保険料控除が廃止されました。第34条の3第1項、所得割の税率でございますが、累進税率を廃止し、100分の6に固定されました。第34の4につきましては削除されました。第34条の6、調整控除でございますが、税源移譲による所得税と住民税の人的控除の差額の調整がなされることとなりました。第34の7につきましては、条文整備でございます。第34条の8、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除ということで、町民税から控除しきれなかった税額の充当先に県民税を追加されました。なお、控除額を算定する上の税率が100分の68から5分の3に変更となりました。第36条の2第1項につきましては、条文整備でございます。第36条の2第6項、これは源泉徴収票の提出義務の強化ということで、30万円以上の給与については全て提出するというので、それと中途退職者につきましても提出義務が強化されました。第51条につきましては、条文整備でございます。第53条の4、分離課税に係る所得割の税率ということで、退職所得の税率でございますが、これも累進課税を廃止して、100分の6に固定されました。次のページをお願いします。第57条から61条につきましては、全て条文整備でございます。第95条、たばこ税の税率でございますが、千本につき2,743円から3,064円に引き上げられました。なお、附則の16条の2で、現行は2,977円となっておりますが、今回、3,298円に引き上げられます。附則第5条第1項、個人の町民税の所得割の非課税の範囲ということで、非課税限度額を算定する上で、扶養者加算の金額が35万円から32万円に引き下げられました。附則第5条第2項から附則第7条までにつきましては、条文の整備でございます。附則第7条の2につきましては、削除となっております。附則第7条の3、個人の町民税の住宅借入金等特別控除の税額控除ということで、今までは所得税額から住宅借入金等特別控除を引いておったわけですが、所得税の方から引ききれなくなった部分、例えば8万円の税金から10万円を引いた場合に2万円引けないわけですが、その2万円につきましては、住民税の方から引くように新たに創設されました。附則第8条、肉用牛の売買でございますが、税率の引き下げということで、100分の1から100分の0.9に改正されました。附則第9条については条文整備でございます。附則第10条の2、新築住宅に係る固定資産税の減額ということで、特定有料賃貸住宅が削除されまして、耐震基準適合住宅が追加されました。これは、57年以前に建築されておりました家屋につきまして、新たに耐震基準の適合する改修を行った場合にそれから2分の1減額をして、3年間適用するということが追加されました。附則第10条の3は条文整備でございます。附則第11条と11条の2につきましては、年度の変更と条文整備でございます。附則第12条につきましては、固定資産税の課税標準額の算定方法が変更になったわけでございます。附則第13条につきましては、年度の変更及び条文整備でございます。附則第13条3につきましては、削除ということですので。14条と15条の2につきましては、条文整備でござ

います。附則第16条の2、たばこ税の税率の特定ということで、先程も申し上げましたとおり、税率の引き上げが千本に対して2,977円から3,298円に値上げされました。次のページですが、附則第16条の2から19条につきましては、土地家屋等株式等の分離譲渡でございますが、これも町民税と県民税の税率の割合が6対4となったために税率の変更が行われたわけでございます。附則第19条の2につきましては、条文整備、附則第19条の3につきましても税率の変更でございます。19条の4から20条につきましても条文整備でございます。20条の2につきましては、税率の変更でございます。20条の3については条文整備、20条の4は新設でございます、条約適用利子所得等及び条約適用配当等に係る個人の住民税の課税の特例ということが新設されました。附則第21条、個人の町民税の負担軽減に係る特例ということで削除されました。この中には定率減税も含まれております。定率減税が19年度から削除されるということでございます。別表の改正でございますが、退職所得の特別徴収税額表ということで税率が変更されたために改正されました。以上で条項についての説明は終わらせていただきますが、この改正によりまして、試算ではございますが、19年度の所得税から地方税への税源移譲によって増収、増額される金額が約1億3千万円。そして定率減税の廃止による増額分が約4千万円、合わせて1億7千万円の増額が見込まれております。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

承認第5号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって承認第5号 専決処分第5号の承認については、原案のとおり承認されました。

~~~~~  
日程第9 承認第6号 専決処分第6号の承認について  
(砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第9 承認第6号 専決処分第6号の承認についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。武智税務課長。

○税務課長（武智充吉） 承認第6号 専決処分第6号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成18年6月12日提出、砥部町長 中村剛志。専決

事項の内容でございますが、次のページをお開き下さい。専決第6号 砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。平成18年3月31日付で、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い。砥部町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。それでは、保険税条例の改正につきまして、新旧対照表で説明したいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。保険税条例の第2条第3項でございますが、これは介護納付金課税額の最高限度額が8万円であったものが9万円に引き上げられるものでございます。なお、13条につきましても同様でございます。次のページをお願いします。附則の第6項につきましては、条文の条文整備でございます。次のページの7項、8項につきましては、65歳以上の公的年金受給者が公的年金控除が140万円から120万円に引き下げられたことによりまして、国民保険税の軽減判定をする場合の特例でございます。7項では、18年度につきましては、公的年金等に係る所得については、28万円を控除した金額による所得で判定することになっております。8項では、19年度につきましては、公的年金等に係る所得については、22万円を控除した金額で判定するものとなっております。9項と10項につきましては、保険税の所得割の算定の特例ございまして、65歳以上の方が、公的年金等に係る所得については、13万円を控除した金額から算定することになっております。10項につきましては、19年度につきましては、公的年金等に係る所得については、7万円を控除した金額によって算定することとなっております。それから11項から9ページの18項までにつきましては、条文の整備でございます。10ページ、11ページにあります19項20項につきましては、新設ございまして、条約適用利子、また20項では条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例が新たに新設されました。以上が主な改正点であります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

承認第6号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって承認第6号 専決処分第6号の承認については、原案のとおり承認されました。

~~~~~

日程第10 報告第1号 砥部町土地開発公社平成18事業年度事業計画及び予算並びに平成17事業年度決算に関する書類の提出について

(報告、質疑)

○議長（樋口泰幸） 日程第10 報告第1号 砥部町土地開発公社平成18事業年度

事業計画及び予算並びに平成17事業年度決算に関する書類の提出についてを議題とします。本件について、報告を求めます。藤田企画課長。

○企画課長(藤田正純) 報告第1号につきまして、ご説明申し上げます。報告第1号、砥部町土地開発公社平成18事業年度事業計画及び予算並びに平成17事業年度決算に関する書類の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、砥部町土地開発公社平成18事業年度事業計画及び予算に関する書類並びに平成17事業年度決算に関する書類を別冊のように提出する。平成18年6月12日提出、砥部町長中村剛志。それでは、説明の都合上、平成17事業年度収支決算からご説明申し上げます。決算書の6ページをお願いします。平成17事業年度収支決算書。収入といたしましては、3款、繰越金決算額605万7,608円。4款、事業外収入決算額1,720円。内訳といたしまして、受取利息1,120円、雑収入600円です。以上、収入合計、予算現額606万9千円に対し、決算額605万9,328円でございます。7ページをお願いします。支出といたしまして、2款から5款までの全てでございません。以上、支出合計、予算現額606万9千円に対し、決算額はございませんので、不用額606万9千円の決算とさせていただきます。それでは1ページにお戻りください。平成18年3月31日現在の財産目録についてご説明申し上げます。まず、資産の部の流動資産について、普通、定期預金あわせまして1,105万9,328円。固定資産として、投資1万円です。負債の部はございませんので、差引純資産1,106万9,328円となっております。2ページをお願いします。貸借対照表です。資産の部として、流動資産が1,105万9,328円。固定資産が1万円、負債の部がございませんので、資本の部として、基本金500万円、前期繰越準備金606万7,608円、当期純利益1,720円で、合計しまして、1,106万9,328円となっております。3ページをお願いします。損益計算書です。ここでは6ページ、7ページでご説明いたしました収支決算を決算書としておりまして、事業はしていませんから事業外収益のみとなります。事業年度の当期純利益は1,720円。前期繰越準備金606万7,608円を加え、606万9,328円の利益が生じたので、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第4項の規定により、準備金として整理をさせていただきます。以下、4ページ、5ページ、8ページ以降には、事業報告書、決算審査意見書、利益処分、基本金及び出資金明細表を付則明細として添付をさせていただきます。次に、平成18事業年度の予算について、ご説明いたします。予算書の方をお願いいたします。平成18事業年度砥部町土地開発公社予算。第1条、平成18事業年度砥部町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。第2条、収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ607万1千円と定める。2項、収入支出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表収入支出予算による。ということで、予算書の1ページをお願いします。まず、本年度の収入といたしまして、1款1項繰越金、606万9千円、2款、事業外収入、1項受取利息 千円、2項、雑収入 千円、合計607万1千円。次に支出といたしまして、1款管理費、1項一般管理費は8万円、2款、予備費599万1千円、合計607万1千円の予算とさせていただきます。以下、3ページ以降

には、事業計画書など付則明細書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。以上で、報告第1号 砥部町土地開発公社平成18事業年度事業計画及び予算並びに平成17事業年度決算に関する報告とさせていただきます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。政岡君。

○2番（政岡洋三郎） 予算の中の一番最後のページですが、予定損益計算書が17年4月1日から18年3月31日となっておりますけど、これ新年度だったら18年4月1日から19年3月31日でないとおかしいと思うんですが。

○議長（樋口泰幸） 藤田企画課長。

○企画課長（藤田正純） ご指摘いただきました期日の問題ですが、これは記入間違いでございます。誠に申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 訂正の字句を入れてください。どういうふうに。言ったように19年に変えるんですか。

○企画課長（藤田正純） 平成18年4月1日から平成19年3月31日までにご訂正をお願いします。

○議長（樋口泰幸） 政岡洋三郎君。

○2番（政岡洋三郎） 金額がそしたら合わないように思うんですが。

○議長（樋口泰幸） 藤田企画課長。

○企画課長（藤田正純） 申し訳ございません。これもう一度検討させていただいて、後日報告をさせていただいたらと思います。よろしくをお願いします。

○18番（三谷喜好） 議長、これ休憩して報告してもらわなったら、この本物であるかが問題よ。言うたびに変わっていくものを採決せい言うたっていかまいがな。議長休憩して、調整してもらったらどうですか。これでいくんですか。

○議長（樋口泰幸） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時54分

○議長（樋口泰幸） 土地開発公社の再説明を藤田課長の方からお願いします。

○企画課長（藤田正純） 誠に申し訳ございません。説明不足で申し訳なかったわけですが、この予定貸借対照表及び損益計算書につきましては、先程申し上げました日付の問題、金額の問題、これ間違いございませんでした。説明不足ではございますが、この18年の予算を立てる時点では、まだ17年の決算ができておりません。それで、この予算に添付する書類として、説明資料として、18年事業年度の予定貸借対照表と17事業年度の貸借予定表、そして17事業年度の予定損益計算書を添付するようなきまりになっておりました。誠に申し訳ありません。この数字等、日付等には誤りはございませんので、ご了解をいただいたらと思います。

○議長（樋口泰幸） ただ今の報告で質疑ございませんか。井上洋一君。

○7番（井上洋一） 私もよくわからなかったんですが、まあ今の藤田課長の答弁であっているんだろうと思います。ということは、予定損益計算書8ページの分が、当期繰越準備金が606万9,308円ですよね。これが、その平成17事業年度の損益計算書でいきますと606万9,328円、まあいえば20円の差があるんですが、この平成17事業年度の損益計算書の606万9,328円が、7ページの予定貸借対照表に入ると、そういうことですね。

○議長（樋口泰幸） 藤田企画課長。

○企画課長（藤田正純） ただ今の井上議員さんのご質問でございますが、この予算を立てたときにはまだ決算ができておりませんでしたので、若干の差は出ると思います。

○議長（樋口泰幸） 他にございませんか。他に質疑なしと認めます。以上で、報告第1号を終わります。

~~~~~

#### 日程第11 報告第2号 平成17年度繰越明許費繰越計算書の報告について (報告、質疑)

○議長（樋口泰幸） 日程第11 報告第2号 平成17年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。本件について、報告を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 報告第2号 平成17年度繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明いたします。お手元の報告第2号をお願いいたします。平成17年度繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。平成18年6月12日、砥部町長 中村剛志。ご承知のとおり、自治体の予算は単年度事業を原則としておりますので、その年度中に事業が完成しない場合は、繰越明許費として、予算書にその旨を計上し、議決をいただいております。繰越明許費を設定した場合は、5月末までに繰越計算書を調製し、次の議会に報告しなければなりません。17年度は、一般会計、土地取得特別会計、公共下水道特別会計で繰越明許費を設定いたしましたので、今議会に計算書を報告するものでございます。別紙をお願いいたします。まず、一般会計のほうでございますが、繰越明許費の設定については、ここでございますように4件ございます。合計の方で説明させていただきます。明許費の設定については、真中どころ金額とありますように、1億3,838万4千円を繰越明許費として設定いたしました。精算の結果、この18年度に繰り越しました額は1億3,688万500円でございます。その財源内訳につきましては、国庫支出金が1億681万1,500円、地方債が1,200万円、その他としまして、野地池改修工事の地元負担金383万8千円、残り1,423万1千円を一般財源として繰り越しております。次に、土地取得特別会計でございますが、公共下水道の処理場用地として予定しておりましたところ、上物の撤去が遅れるということで、繰越明許費を8億5,014万9千円に設定いたしました。これに対して、ほぼ同額の8億5,014万8千円を繰り越しております。なお、その財源でございますが、まず既収入特定財源、これ



は9,637万2,675円ございますが、内訳としては、ふるさと創生基金の繰り入れが9,600万円、そして残りが一般会計からの繰り出しということでございます。で、既収入特定財源ということでございますので、この部分は一般会計側、それとふるさと創生基金の取崩しは17年度で終えまして、土地取得特別会計としましても、17年度収入として入れております。それらの財源としまして、残り地方債7億5,377万5,355円これを合わせて繰り越しております。従いまして、地方債7億5,377万5,355円については、18年度収入ということに分かれます。なお、この土地取得特別会計の方につきましては、4月25日に支払いを終えまして、事業を完了しております。次に公共下水道特別会計でございますが、事業名にございますように、基本設計・詳細設計委託業務として、1億280万円の繰越明許費を設定しまして、同額を繰り越しております。同じように既収入財源内訳でございますが、既収入特定財源が598万5千円、これは17年度収入として、一般会計の方から繰り出したものでございます。未収入特定財源として、国庫支出金が4,941万5千円、地方債が4,740万円となっております。以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。以上で、報告第2号を終わります。

~~~~~

日程第12 報告第3号 専決処分第7号の報告について  
(町道管理瑕疵事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)  
(報告、質疑)

○議長（樋口泰幸） 日程第12 報告第3号 専決処分第7号の報告についてを議題とします。本件について、報告を求めます。萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） 報告第3号 専決処分第7号の報告についてご説明いたします。地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。平成18年6月12日、砥部町長 中村剛志。別紙を見ていただけたらと思います。専決第7号 専決処分 町道管理瑕疵事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて。砥部町の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。損害賠償額77,546円。相手方 住所 松山市保免1丁目11-18 氏名 西原裕貴。事故の概要 平成18年5月13日午後3時頃、砥部町八倉1番6先町道矢取松前線で、走行中の西原裕貴所有自家用車が、対向車と離合中の道路端の穴ぼこにおいて、車体一部を破損したものであります。具体的な事故の概要でございますが、八倉の井関農機のグラウンドの近くで、重信川の土手を町道として占用させているところで発生しました。道路幅員が5mから5.5mで、外側線を引いております、白線を引いたところに縦横30cm、40cm、深さ10cm程度の穴ぼこが発生しました。そこにタイヤを落とし、タイヤとホイールを破損したということで、また、当時、雨が降っていて穴ぼこに全く気づかなかったと補償

を求めてまいりました。そのため、保険会社の調査員と町で、西原さんと協議し、町が7割負担の7,7546円、本人が3割負担の33,234円で示談とさせていただきました。なお、損害賠償額は全て保険適用となっております。今後、こんなことがないように適正管理に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。以上で、報告第3号を終わります。

~~~~~

日程第13 議案第46号 砥部町文化会館条例の制定について  
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（樋口泰幸） 日程第13 議案第46号 砥部町文化会館条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大野生涯学習課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） 議案第46号についてご説明申し上げます。議案第46号 砥部町文化会館条例の制定について。砥部町文化会館条例を次のように定める。平成18年6月12日提出、砥部町長 中村剛志。提案理由でございますが、砥部町文化会館の管理を、現在は町が直営しておりますが、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者に行わせるため、条例の全部改正を提案するものでございます。条例の中身については、別紙の新旧対照表を使って説明をさせていただきますので、新旧対照表をご用意下さい。それではまず1ページでございます。第1条は設置の目的でございます。若干、字句は変わっておりますが、文章表現上の都合で変更しておりますが、内容は変更ございません。第2条は名称と位置でございます。第3条は、文化会館に施設を置くという規定がございましたが、削除しております。2ページをご覧ください。第3条は追加をしております。これは文化会館が行う事業を明記してございます。1号から3号までご覧のとおりでございます。第4条の管理につきましては、指定管理者の導入によりますその条文の変更でございます。第4条の2項におきましては、指定管理者が行う業務を明記しております。第5条の職員についての項目は削除しております。3ページをご覧ください。5条と6条は新たに追加したものでございます。5条では開館時間を明記してございます。午前9時から午後10時までと定めております。必要に応じて、指定管理者は教育委員会の許可を得て、これを変更することができるという条文を入れております。第6条は休館日の設定でございます。これにつきましては、12月28日から翌年1月4日までといたします。ただし、同様に指定管理者が必要であるときには、教育委員会に許可を得て、定めるあるいは変更できるという条項を入れてございます。第7条の利用許可につきましては、教育委員会を指定管理者と改めたものでございます。第2項におきましても同様の変更でございます。第8条は利用の制限、これも同じく教育委員会を指定管理者と読み替えております。第9条、利用者の責務でございますが、これは条番号の繰上げによる変更でございます。4ページをご覧ください。第2項につきましては、同様に教育委員会を指定管理者と読み替えております。3項は

変更ございません。第10条の許可の取消しでございますが、ここは若干、あの号数を分けております。教育委員会はその責めを負わないという現行条例の文言を第2項に分割しております。それから用語としましては、第3号のその他不正な手段とございますのを不正な行為と表現を改めております。第11条の利用料金でございます。今後、この用語としまして、使用料を全て利用料金と改正しております。これは地方自治法の規定による表現の統一でございます。利用料金は、指定管理者に納付しなければならないというのが第1項でございます。第2項では、利用料金の額の別表でございますが、その額は指定管理者が町長の許可を得て定め、あるいは変更することができるという条項であります。第3項では、文化会館の利用料金は指定管理者の収入として収受させるものとするという項目でございます。第4項は、利用料金は前納でございますが、必要に応じてこの限りではないという条項を設けてございます。第12条は、利用料金の減免の項目です。指定管理者は必要に応じて、減額または免除することができるという条項を入れております。第13条は、利用料金の不還付でございます。指定管理者は、原則として既納の利用料金は還付しない。ただし、1号からご覧の4号までの条項に該当する場合は還付することができるという条項でございます。5ページの下段の特別の設備、6ページにかけて14条にございますように、特別の設備を設定する場合も指定管理者の許可を受けなければならないという項目でございます。第15条は原状回復の義務、文化会館の利用が終わった時には、速やかに現状に回復するという項目でございます。第2項におきましては、もし利用者が義務を履行しない場合には、指定管理者がこれを行うと。これに要した費用は利用者の負担という項目でございます。第16条は、損害賠償の義務でございます。文化会館の施設及び付属設備を損傷または滅失した時には、これを弁償しなければならないという項目でございます。17条は委任事項でございます。運営に必要な事項は教育委員会規則で定めるということでございます。附則の第1項では、19年4月1日から施行するということでございます。第2項、3項につきましては、経過措置に関する項目でございます。7ページ以降の別表でございますが、今回は表現の統一のみでございます。金額、時間等の変更はございませんので、説明を省略いたします。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いたします。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。山本典男君。

○16番（山本典男） 文化会館を民営化、管理指定者制度にすると。その他にもいろいろ指定管理者制度に移行するという話が提案されておるんですけども、文化会館に関してはですね。3条でですね。ふれあいホールあるいは図書館、郷土資料展示室、これがあるわけですが、これを全部指定管理者制度に移すつもりなのかどうかということがひとつあります。それともうひとつはですね。いわゆる従来の文化会館の状態を見ているとですね。もちろん金食い虫という要素もあるだろうし、赤字という要素もあるだろうし、そういったことの中で、改善をせないかんこともわかりますし、またそうでなければならないと思いますけれどもですね。それで移して指定管理者として適当な指定

管理者が今までおるのか、あるいは見当たるところにあるのか、そういったことがですね。ちょっとわからない。あるいは町外の方も寄せてですね。いわゆる図書館と総合的にですね。文化会館を管理する団体がですね。想像するところがあるのかどうか。そしてまた、現在の町の職員ですね。これらをそうして、他の所に移すわけですが、今現在でも広田村と砥部町の職員が合併してですね。どっちかいうたら相対的に多いという状況がある中でですね。それを指定管理者制度に移して、その職員が浮いたのを回して、充分機能できるような、あるいは、してほしい仕事があるのかどうかこういったことも含めてですね。移すのにはちょっと検討する必要があるんじゃないかと思うんですが、そういった疑問点について、ちょっと答えてほしいというように思います。

○議長（樋口泰幸） 大野生涯学習課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） ただ今の山本議員さんのご質問にお答えさせていただきます。ご質問は3点あったかと思えます。最後のところの臨時的な問題については、私のほうではお答えしかねます。最初の2点についてお答えさせていただいたらと思えます。まず、1点でございます。管理の範囲の問題であるかと思えますが、今回は図書館は全く別で考えております。郷土資料展示室につきましては、文化会館の一体施設というふうなことで含めて考えておりますが、図書館については、全く指定管理とは切り離して考えております。それから、2点目の受け手の問題ということですが、事前に私ども情報を把握しておるわけではございませんで、基本が一般公募ということでございますので、ご議決をいただいた後、9月あたりから公募をして決めたいということでございます。具体的には、この条例には基本的な条項だけですので、あと、こういったことを管理していただくか、当然その町が考えておる設置目的というのがありますので、そういったことは、契約の中に出てこようかと考えております。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の山本議員さんのご質問にお答えいたします。指定管理を入れて浮いた職員をどうするかということだったんですが、当然、今、正職員以外にかなりの数の臨時を抱えております。そういうところも、臨時の削減ということも考えて、まあ、異動の中で考えていきたいというふうに考えております。

○議長（樋口泰幸） 山本典男君。

○16番（山本典男） 図書館は切り離すと、従来どおりやっていくと、まあ、図書館もせっかくがんばっていただいて、今年も700万の図書購入費をしていただいております。いわゆる出していただいておりますので、その点は、指定管理者というふうなところには、いってないからいいんでしょうけれども。まあ、郷土資料展示室についてはですね。例えば井上正夫の展示のところがありますし、また、いわゆる民族資料と言いますように、そういうものの資料がございますし、それをまあ、動かさないというのは、あるんですけど。ですけど、まあ基本的にはですね。町の職員がですね。ちょっと勉強するところがあるんですね。時たまですね、管理したり、いわゆる展示会をしたりですね、する必要があるのでですね。例えば指定管理者制度に移したらですね。そういったことがで

きるのかどうか、そこらもちょっと疑問に思うんですが、そこらちょっと心配するところでありまして、当初あれを設けたいいわゆる目的というか、それと全く離れているというふうにも思うわけです。まあ、明賀総務課長の話では、職員の事に関しては、いわゆる臨時をやめさせて調整するというような感じのことをまあ、それに近いような話をしておったわけなんですけれども、臨時の人もがんばっておる人もおるし、いらん人を雇っておるわけでもないし、また、がんばっておる人も個人的にですが、おるんで、そこらも相対的にですね。職員の方が仕事ができるというふうには、必ずしも違う場合もあると。表現の仕方もあって、この間、県もこの人は臨時職員にも劣るといような表現をして、文句を言われたことがあるわけですが、これはこの間の新聞に出ておったんですが。その内容によりますけれども、やはり、時には、そういったことも相対等々を見てですね。いわゆる指定管理者制度に移行する必要があるんじゃないかと思っておりますので、また検討をしてもらったらと思うんですが。まあ、検討というか、答弁を。

○議長（樋口泰幸） 答弁ですね。わかりますか。大野課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） ただ今の山本議員さんのご質問でございますが、確かに今回ののは仮にご議決をいただいて指定管理になった場合であっても、例えば郷土資料展示室内にある町の文化財、これは町の財産でございます。その運用にあたっては、決して放棄するものではございませんし、また町としての責任が離れたわけでもございませんし、会館の管理運営といたしましても、主に運営になるんじゃないかという気がしておるんですが、そのあたりは充分、契約条項の中に明記をしていきたい。で、当然、その指定管理に移った後にも、私どもの貴重な財産でございますので、その管理には万全を図っていきたく感じております。特に指定管理の想定の中で、私どもが考えておりますのは、やはりホール、大きなホールを利用した芸術文化活動、こういったものに新しい息吹が吹き込まれることを期待しております。以上で、答弁を終わります。

○議長（樋口泰幸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 山本議員さんの先程のご質問の件なんですけど、私の説明が少しきつかったのかもしれない。臨時をすぐに切るというわけではございません。現在、職員の適正化計画もかなり進んでおります。それで、定年退職、また個人の都合でやめられる方も結構おりますので、あそこの職員がすぐ余るといような考えは持っておりません。

○議長（樋口泰幸） 土居美智子君。

○4番（土居美智子） はい。この指定管理者制度というのは、非常に国のほうの施策が、まあ、今年の9月から、今まで管理してるものについては、直営にするか指定管理者制度にするかっていう選択の中で、やっていかれるんですけれども。今現在は直営ですから、別に今のこのままで文化会館の方はかまわないんですけれども、運営が赤字であるということが、多分この指定管理者に出されるひとつの大きな原因なんだろうと私は思ってるんですけれども、果たして、この砥部町の町民のために、指定管理者制度に出す時に、どれだけのメリットを見越して指定管理者となさるのか。当然、契約条項の中にいろいろといれられるんでしょうけれども、やはり砥部の町民が、あそこの中でカ

ラオケ大会を開いたり、あるいは勉強会を開いたり、視聴覚室でいろんな勉強もしてみたりと、そういうふうにぼちりぼちりとはいえども、結構、皆さん利用なさってる。そういうところが、非常に堅苦しい思いで利用しなければならなくなるのであれば、このまま直営として、その運営の方法をもう少し見直してみるといいうそういう自分たちの勉強の場にしてもらいたいなというふうに思っておりますし、果たして、町民に、業者に出す、まあ、業者があることを前提としてしゃべっておりますけれども、出すというその目標というか、目的というか、そういうものがありましたら聞かせていただきたいと思えます。

○議長（樋口泰幸） 大野生涯学習課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） ただ今の土居美智子議員さんのご質問についてでございますが、やはり一般論的なところにもなりますが、民間と行政の違いというのが大きな点だと思います。一般的に言われておるのは、人件費の削減につながるのではないかというひとつの期待がございます。これはやはり公務員という枠の中で、当然、時間制限もございますし、あるいは給料体系も定められたものがございます。こういった枠を超えて、民間の力を入れることができるのではないかということが1点。もう1点は、やはり先程も申し上げたように、民間のノウハウ、本来、行政担当部局それぞれが、いわゆるプロとして、やっておるわけでございますが、なかなか、専門分野にはやはりちょっと、うといと、いうようなところもございますので、そういった専門分野のノウハウを導入していただくということが、ひいては両者のプラスになるのではないかということをご期待しております。以上です。

○議長（樋口泰幸） 土居美智子君。

○4番（土居美智子） 今言われましたことは、大体が決まった言葉と言えよよろしいんですか、どこともがそういった形で当然、民間のノウハウを住民に還元できればいいということで、この制度も始まったかと思うんですけれども、果たして、この小さな町にそういう手を挙げてもらえる人がいるのかどうか、もちろんおいでになるかもしれませんが、私たちが危惧することではないのかもしれませんが、ただ、文化会館と言われる中で、テレビで宣伝してます、西予市であるとか、三瓶町であるとか、あるいは東予ですか、東予の方であるとか、まあまあ見てても、えっ、あの人に来るんだったらちょっと行ってみようかなと思うような人が呼ばれておったりとかするんですけれども。もし、ひとつの町村で、そういうふうに高額な人を呼ぶということが難しければですね。また、松前町とか、伊予市とか、もう少し、宇和でも西予市でもよろしいんですけど、そういうとことも組んでですね、まあまあ若者が本当に待っているような人物を呼ぶ、あるいは今回はシニア向けの人を呼ぼうとか、そういうふうに芸能界に限らず、いろんな分野でやはり注目されている人たちを呼ぶ時には、砥部町単独で呼べば非常にお金もかかりますから、そこらあたりをまあ言ったら共同事務的なように連携が取れるようなところと、1日のうちに2回くらいはできるようなところとするとか、あるいは1泊しても、そういう大勢の人の中で、2つ、3つの会館で一緒に共同で持って、少しでも安くなるような方法をとってみるとか、やはりそういうふうにやってみな

いと。じゃあ、ここの町の中に高いお金出して作ったものが、全部民間が入っちゃって、民間、民間ということで、本当にそれがきちんとしたところが入って来てもらって、今以上のメリットがあるのかもわかりませんし、私たちははっきりわかりませんが、やはり、この小さな町の中で、もっともっと近いところに松山市という大きなものを抱えながら、果たして民間の中で来てもらえる人がおるのか、私がいろんな新聞を読んでいる中でも、やはり民間で経営をしようと思えば小さくても、そのひとつのAという会社が、砥部町も入りました、松前町も入りました、伊予市も入りましたと、同じようなものが取っていけたら、なんとか運営は成り立つと、やはりそういうふうなことも書かれておると、非常に危惧するんですけども。もう一度、砥部町単独ではなくて、そういった近郊とのネットワークを結ばれた運営の仕方をやってみると、こういうのもひとつの手じゃないかと思うんですけど、そこらあたりはもう限界に来ておると思っていますか。ちょっと質問したいと思います。

○議長（樋口泰幸） 大野生涯学習課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） ただ今の土居美智子議員さんの限界とおっしゃられましたのは、経費的な問題ということでしょうか。全体的な問題で構いませんかでしょうか。まあ、もちろん従来からそういう連携というのはなかったわけではございませんし、砥部の文化会館がオープンした以降も松山近辺ではなかなか連携がしにくいという事情がございます。というのが、松前で、あるいは砥部で同じ講演会をすると、やはり向こうへ行く方はこちらへはまず来られないというような事情もございますので、大体、東予とか、南予とか、そこでやる場合に一緒にやりませんか。そうすると宿泊費を片方で持ちましようと、あるいは交通費は帰りだけ持ちましようとというふうなことは、従来からやっておったわけではございますが、なかなか経費がたくさんかかりますので、昨今、財政事情が難しいということで、なかなか開催ができにくいということになっておるわけですが。元々、中予というのは、特に砥部町は、松山市に近いところで、県民文化会館、あるいは市民会館、松山のコミュニティーセンターと、大きなホールがございますので、同じことをやっていると、なかなか集客も難しいという事情もあるかと思えます。元々、文化会館の設置目的のひとつには、地域にすばらしい舞台が欲しいと、地域のたくさんのグループの方が発表される場が欲しいというご要望もありましたので、やはり砥部には砥部のふさわしい文化会館の活用の仕方というのがあるんじゃないかと思っております。もちろん、予算に余裕があれば、そういうふうなことをやっていただくという、開催させていただくというありがたいきっかけになるかと思えますが、それと合わせて、地域のグループが発表の場として、あるいは練習の場所として使えるようなイベントなり、事業を展開していくことも必要だなと感じております。以上で答弁になりますが、よろしく申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 山口元之君。

○1番（山口元之） 今言るように、課長が言われたように、文化会館はそういう委託をしたほうが、一般の人は使いやすいですか。それとですね。さっきも言ったけど、時間とか、民間とは違うというふうに、今、課長がおっしゃられましたけど、民間

と違うでは、ちょっと町長さんも意識改革とか言よる時の意見とまた違うと思うんです。まあ、予算的にも大変やと思うし、そういう高額なゲストを呼んでくれば赤字になることは当然わかっておることで、それを改正もせず、努力もせず、すぐに民間委託をしてしまうと。一生懸命努力をして、民間委託をするというところまでは、やっぱりがんばってやるべきではないですか。運動会にしても、簡単に何十年続いたんも、ぱっと変えてしまったけど、それをする前に、もっと努力が人に見えるようなこともやっぱりやるべきじゃないですか。なんでもかんでも、民間に変えていくんやったら、町でそういう施設も作る必要もないし、みんなで勝手に文化を楽しみなさいとそういうふうになってくると思うんですけど、その点、いかがでしょうか。

○議長（樋口泰幸） 町長答弁できますか。中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の質問、総合的にお答えをさせていただきたいと思います。まあ、民間へということは、ひとつは民間の活力で新しい方向付けをしていただきたいということがひとつございます。今までのマンネリ化した役場の職員では難しいなというところもございます。やはり、専門家であれば、それぞれのやり方があるということでございます。従いまして、これは興行的なこととか、限定をせずに考えて、文化会館をいかにもっともって活用して、もっともって有効に使いたい、そういう中での考え方がございます。それともうひとつはやはり経費の問題でございます。先程まあ、時間的なこととか、意識改革というのは当然進めていかなければなりません、朝の8時15分から夕方の5時15分までという限定の時間がございます。それにオーバーしますと、当然、残業もつきます。そこらあたりで、この会館の活用に対してどうしても制限が出てくるわけでございます。それともうひとつは、この会館を実際に引き受けてくれるところがあるかどうか。これはやってみなければわかりませんし、そしてまた、どういう提案が出てくるかもわかりません。そしてお互いに話し合いも当然しなければなりません。しかし、一度は、これもあたってみる必要があるのではないかとということで、提案をさせていただきました。事前に調査とか、どこそこと話をしてやるというべきものではないので、今回、こういう提案をさせていただいております。以上です。

○議長（樋口泰幸） 他に。質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第46号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって議案第46号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月16日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第14 議案第47号 砥部町総合公園内体育施設及び砥部町田ノ浦町民広場条例の  
制定について

（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）



○議長（樋口泰幸） 日程第14 議案第47号 砥部町総合公園内体育施設及び砥部町田ノ浦町民広場条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大野生涯学習課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） 議案第47号についてご説明申し上げます。議案第47号 砥部町総合公園内体育施設及び砥部町田ノ浦町民広場条例の制定について。平成18年6月12日提出 砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、先程と同様でございます。地方自治法の規定によりまして、平成19年4月1日から、砥部町総合公園内体育施設及び砥部町田ノ浦町民広場に指定管理者制度を導入することとし、必要な事項を条例で定めるものでございます。まず、この条例の名称でございますが、砥部町総合公園内体育施設というふうに明記してございます。これは、実は、公園条例の中に、砥部町総合公園というのがございますので、区別するために、内体育施設という表現にしてあります。今回は、新たな制定、新条例の制定という扱いでございます。したがって、新旧対照表はございませんので、条文の方から説明をさせていただきます。1ページ、1枚をめくっていただきましたら、条例本文でございます。まず、第1条は設置でございます。住民等に対し、スポーツ及びレクレーションを通して、余暇活動の充実、並びにコミュニティー活動の場を提供することにより、住民の福祉と健康増進を図ることを目的とし、砥部町総合公園内体育施設及び砥部町田ノ浦町民広場を設置する。これが設置目的でございます。第2条は名称でございます。田ノ浦町民広場と総合公園内体育施設の所在地を明記しております。第3条は事業でございます。第4条に指定管理者による管理の条項を設けさせていただいております。管理は指定管理者に行わせるものとするということでございます。第2項は、指定管理者が行う業務の範囲をご覧の5号の内容のとおり明記しております。第5条は、休園日及び利用時間でございます。次のページをご覧いただきましたら、上段に砥部町総合公園内体育施設、それから田ノ浦町民広場のおおのの休園日及びそれから利用時間を明記してございます。田ノ浦町民広場の利用時間が午前9時から日没までとありますのは、ここは夜間照明施設がございませんので、日没までという表現にしております。第6条は利用の許可でございます。指定管理者の許可を受けなければならないということでございます。第2項は、指定管理者は許可する場合に、管理上必要な条件を付することができるという条項です。第7条は、利用の制限でございます。ご覧の4号の条項に該当する場合には、利用を許可しないということでございます。第8条は、利用権の譲渡の禁止でございます。利用の許可を得たものは、他人に譲渡あるいは転貸してはならないということでございます。第9条は、特別の設備の制限。ご覧のとおり条項です。第10条は、利用の許可の取消しでございます。指定管理者は、管理上、必要がある場合に条件を変えたり、あるいは利用の停止、もしくは許可の取消しを行うことができるということでございます。1号から4号まででございます。次のページをご覧下さい。第2項には、その許可等の取消し等によって、利用者に損害が生じることがあっても、教育委員会及び指定管理者はその責めを負わないという条項を明記してございます。第11条、利用料金の納付等。利用料金につきましては、指定管理者に納付しなければならないということでございます。第2

項では、その利用料金は前納しなければならないという基本条件がございます。第3項は、利用料金の額は指定管理者が、町長の許可を得て定め、あるいは変更する事ができるという条項でございます。第4項は、利用料金は指定管理者の収入として、收受させるものとするということでございます。第12条には、利用料金を減免する事ができるという条項を入れてございます。第13条は、利用料金の不還付でございまして、特別の理由、やむを得ない理由がない限り、利用料金は還付しないという条項でございます。第14条、これは原状回復の義務でございまして、利用が終われば、元の状態に復帰をするということでございます。第2項には、その義務を履行しない場合には、指定管理者が現状を回復し、その費用を利用者に求めるというものでございます。第15条、利用者は設備等を損傷した場合には、その損害を賠償しなければならないという条項でございます。次のページをご覧ください。第16条は、この条例に定めるものの他、必要な事項は教育委員会規則で定めるという条項でございます。附則第1項として、この条例は、平成19年4月1日から施行する。2項、3項につきましては、経過措置でございまして、金額あるいは利用時間には変更はございませんので、説明を省略させていただきます。以上で、砥部町総合公園内体育施設及び砥部町田ノ浦町民広場条例の説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。土居美智子君。

○4番（土居美智子） 初歩的な質問なんですが、これは総合公園の体育施設と田ノ浦と一緒にひとつにして、指定管理者と考えてよろしいんですか。

○議長（樋口泰幸） 大野生涯学習課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） ただ今の土居美智子議員さんのご指摘のとおりでございます。一緒に指定管理を行うということでございます。

○議長（樋口泰幸） 他にございませんか。質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第47号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって議案第47号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月16日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第15 議案第48号 砥部町立社会体育施設条例の制定について  
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（樋口泰幸） 日程第15 議案第48号 砥部町立社会体育施設条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大野生涯学習課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） 議案第48号についてご説明を申し上げます。議案第4

8号 砥部町立社会体育施設条例の制定について。砥部町立社会体育施設条例を次のように定める。平成18年6月12日提出 砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、先程ご説明申し上げました田ノ浦町民広場、それから砥部町総合公園内体育施設いずれも現行の町立社会体育施設条例の中に含めて条例化されておりました。別に制定した関係上、この社会体育施設条例の全部改正を行うものでございます。それでは、新旧対照表を用いまして説明をさせていただきます。お手元にご用意をよろしくお願いいいたします。それでは1ページから説明をさせていただきます。第1条の条例設置につきましては、表現の統一上、住民の福祉、健康増進を図るためと明文化しております。第2条は、名称及び位置。これは、上記のとおり、体育施設という表現に統一しております。それから、その下に施設名及び位置、これは従来、別表でございましたが、本文中に掲載しております。2ページをご覧ください。利用の許可でございますが、これにつきましては、許可そのものは変わっておりません。第2項を新たに追加しております。許可に際して、管理上、必要な条件を付することができるという条項を付け加えております。第4条の利用の制限、第5条の目的外利用等の禁止、これは新たに追加をいたしました。それから、第6条の使用料でございますが、これについても、若干字句を表現の統一上の問題でございますが、修正をさせていただいております。それから第7条として、使用料の減免を新たに付け加えております。第7条のところに使用料の減免及び免除のところでございますが、町長はというふうになってございます。町長が必要な場合に免除を認めるというふうなことでございます。第8条が使用料の不還付。既に一度納めた使用料につきましては、下記の3号に該当する以外は基本的に還付しないという条項でございます。第9条が利用許可の取消しでございます。ご覧の各4号に該当するような場合には、利用条件を変更するか、もしくは利用の停止を行うことができるという条項でございます。第10条では、教育委員会は、管理上必要な場合には、利用者、その関係者に対して、必要な指示をする事ができるという条項でございます。11条は、現状回復の義務でございます。施設の使用が終わった時には、現状の回復をしなければならないという条項でございます。第2項につきましては、義務を履行しない場合には、教育委員会が代行し、その費用を利用者に負担を求めるということでございます。第12条は、損害賠償の義務でございます。施設及び器具等を破損した場合は、利用者は賠償をしなければならないという条項です。13条は免責でございます。この条例に基づく処分によって生じた使用者の損害については、町はその責めを負わないという条項でございます。第14条には、この条例に定めるもののほか、必要な事項を教育委員会規則で定めると。附則第1項では、施行日。平成19年4月1日から施行するとございます。2項、3項につきましては、経過措置を明記してございます。別表でございますが、これにつきましても、特に時間、使用料等に変更ございませんので説明を省略させていただきます。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいいたします。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第48号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって議案第48号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月16日の本会議でお願いします。ここで、暫時3時10分まで休憩します。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時10分

~~~~~

#### 日程第16 議案第49号 砥部町障害者自立支援法施行条例の制定について

(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長（樋口泰幸） 再開します。日程第16 議案第49号 砥部町障害者自立支援法施行条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 議案第49号 砥部町障害者自立支援法施行条例の制定についてご説明申し上げます。今回の提案理由につきましては、障害者自立支援法の施行に関し、障害程度認定審査会の名称、審査会委員の定数、委員の報酬及び罰則規程などの必要な事項について条例で定めることとなっているため、上程するものです。それでは、砥部町障害者自立支援法施行条例について、ご説明いたします。第1条は趣旨についてでございますが、この条例は、障害者自立支援法の施行に関し、必要な事項を定めるものです。第2条、審査会の名称。法第15条に規定する、この規定につきましては、障害程度区分及び支給要否の決定に関する審査判定業務を行わせるため、市町村に介護給付費等の支給に関する審査会を置くことと定められております。市町村審査会の名称は、砥部町障害程度認定審査会とするものです。第3条、審査会の委員の定数。法第16条、第1項に規定する、この規定につきましては、審査会の委員の定数は条例で定める数とするものと定められております。審査会の委員の定数は6人以内とするものです。第4条、委員の報酬について。審査会の委員の報酬は、砥部町の特別職の職員で、非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例で定めるとし、附則第2項について説明いたします。第5条は、規則への委任。この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めまします。第6条、過料。これは、罰則規定で、法第115条において、市町村等は条例で過料を課する規定を設けることができると定められております。第6条、次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。第1号、正当な理由なしに、法第9条第1項の規定による、この規定につきましては、自立支援給付に関して必要があると認める時は、障害者等の保護者、配偶者、世帯主等に対し、報告等の提出を命じ、または職員に質問させることができると定められております。これらの報告若しくは物件

の提出、若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告、若しくは虚偽の物件を提出、若しくは提示をし、または同項の規定による当該職員の質問に対して、次のページをご覧ください。答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者となっております。第2号、正当な理由なしに、法第10条第1項の規定による、この規定につきましては、自立支援給付に関して必要があると認める時は、給付に関わる障害福祉サービス若しくは補装具の販売、修理を行う者、使用する者等に対し、報告等の提出を命じ、または職員に関係者に対して質問をさせ、事業所、施設に立ち入り、その設備、書類、物件を検査させることができると定められております。それらの報告若しくは物件の提出、若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告、若しくは虚偽の物件の提出、若しくは提示をし、または同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者となっております。第3号、法第24条第2項又は第25条第2項の規定によるとなっておりますが、第24条第2項の規定につきましては、現に受けている支給決定に関わる事項について、変更する必要があるとき、受給者証の提出を求めるものとする定められております。法第25条第2項の規定につきましては、支給決定の取消しを行った場合、取消しに関わる支給決定の障害者等に対し、受給者証の変換を求めるものとする定められております。これらの規定による受給者証の提出、又は返還を求められて、これに応じない者となっております。附則第1項、施行期日についてでございますが、この条例は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第6条第1号及び第2号、サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具の支給に関する部分に限る。これらの規定につきましては、同年10月1日から施行するとなっております。第2項につきましては、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてで、これは第4条の審査会委員の報酬について定めるもので、最後の欄をご覧ください。障害程度認定審査会委員、1回1万8千円と定めるものです。以上で、議案第49号の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） この問題につきまして、午前中の土居美智子議員の一般質問とかぶるところがありますが、ちょっとこれ、意見を述べさせてもらったらと思います。この問題につきましては、日本共産党の国会議員団が、全国40都道府県の212施設、事業所へ緊急で質問しとるわけなんですけど、その中で、国の減免制度があっても所得制限などで対象にならない利用者が多く存在すると。ということで、現在、中止などを検討中であります。それから、その調査によると、身体・知的通所授産施設で働いている障害者は、今までが利用料が無料だったのに、この4月から1万から3万円の利用料を支払っていることが判明しております。施設利用負担が工賃収入を上回り、働く意欲をなくし、施設利用を断念した人が相次いでおります。それから、施設・事業に対する報酬単価が4月から引き下げられ、支払い方式が月額制から日額制に変更されております。

このため施設は前年度より1、2割の減収になっています。そういうことから、国会の決算委員会で質問をしておりますが、国の緊急要求では、国の責任で応益負担導入に伴う実態を緊急調査、利用者負担の軽減措置を大幅に拡充、施設、事業所に対する報酬を抜本的に改善するということで、障害者に大きな被害が出ており、国の責任で実態調査をする必要がある。応益負担を撤回するとともに、当面減免制度を大幅に拡充し、報酬単価を改善すべきであるという質問については、決算委員会での小泉首相は、実施から3ヵ月経っていない。すぐ見直すという段階ではないと述べつつ、苦情は来ている。様々な実態を含めて調査する必要があると、この自立施行条例については認めておるといふことでございます。いろいろ、この施行条例の制定がついてあったんですが、项目的にお尋ねをいたしますが、この第3条の審査会の委員の定数は6人以内とするということでございますが、人選については考えておられるのかどうかということ。それから、ちょっと私わかりにくいんですが、第6条ですが、これちょっと10万円以下の過料に処するというようなことで、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。以上のことを含めまして、まずやってもらうのは、砥部町の障害者自立支援法施行条例の制定だけでなく、障害者の実態がどの様になっているのか具体的に実態調査すべきと考えていますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（樋口泰幸） 今の質問について、条例についてだけ答弁だけできませんか。3条と6条について補足説明。

○生きがい推進課長（大西潤） 玉井議員さんのご質問にお答えいたします。第3条の審査会の委員の構成でございますが、これにつきましては、障害者等に関するそれぞれの専門知識を有する者の中から選任するというので、伊予医師会を通じて、精神知的身体関係の医師の方を推薦していただきましたが、砥部町には砥部病院の関係で、精神の関係、砥部病院の先生、診療内科の部長さんとか、精神保健福祉士の先生、そして知的についての先生はございませんので、希望が丘の施設長さんとかになっていただく予定でございます。そして、身体関係につきましては、山本クリニックの山本先生をお願いする予定でございます。そしてあとの身体関係でございますが、オレンジ荘の施設長さん、そして社会福祉協議会の介護福祉士等を予定しております。そして、第6条の過料関係ですが、ただ今も申しましたとおり、いわゆるいろんな書類関係とか、物件関係等でございます。それについていわゆる虚偽、嘘をついた者、嘘の報告とかそういうふうな者の関係のことでございます。ですから、それに対して罰金を科するという規定でございます。以上でございます。

○議長（樋口泰幸） 他に。玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） これ、このことについても、やはり一番大事なことは、砥部町の精神障害者が先ほどの一般質問の答弁の中で64名おいでになると。いうようなことで、このことについても、通所授産施設、その他で働いている人の賃金はどのくらいか。それから、そういう利用料が今までは無料であったものが、有料になっておるのか、それから応益負担でやるのか、そういうことを調査する必要があるんじゃないのか。この場では答弁は難しいかと思いますが、その調査したものを後程、お知らせしていただい

たらと思います。

○議長（樋口泰幸） 他にございませんか。今の玉井議員さんの質問については、この後、常任委員会のほうで検討した結果を報告してもらいますので。質疑、以上でなしと認めます。

おはかりします。議案第49号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思いません。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月16日の本会議でお願いします。

~~~~~

### 日程第17 議案第50号 砥部町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部改正について

（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（樋口泰幸） 日程第17 議案第50号 砥部町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案第50号 砥部町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部改正について。砥部町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成18年6月12日提出 砥部町長中村剛志。提案理由です。広田地区の同報系防災行政無線及び移動系防災行政無線の整備完了に伴い、同報系防災行政無線屋外子局の建替えによる設置場所の変更及び移動系防災行政無線新設による設置場所の追加を行うものである。次をめぐっていただきまして、砥部町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。ということで、別表の一部改正のみとなっております。まずはじめに、同報系防災行政無線と、移動系の防災行政無線についてご説明いたします。同報系とは、同報通信方式によりまして、送信所から情報を拡声受信局及び個別受信機を通じて、一斉に伝達する通信系統を言います。普段、役場のほうから伝達事項などを皆様が耳にされているシステムです。それと、移動系とは、ひとつの電波によりまして、親局と陸上の移動局、及び陸上移動局相互間で通話を行う通信系統をいいます。砥部町の場合では、消防団が防災活動で使用しております。それでは、改正内容につきまして、お手元の新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の1ページから5ページにつきましては、改正前の状況ですので説明は省略させていただきます。6ページをお開きください。6ページ下段から7ページにかけて、表の右側に広田地区固定局の、番号で言いまして2番、7番、17番、この3カ所につきまして、支柱の立替え時に利用しやすい位置へ移動させました。その関係で、固定局2につきましては、400番地から473番地へ移動しております。それから、7番につきましては、648番地を614番地へ、17に

つきましては、339番地を293番地のほうへ建替えを行いました。その関係で、改正を行っております。それと、次に11ページを開いてください。広田地区に新たに移動系の無線を配備したことに伴い、これらの機器の所在を明確にしておく必要のため、改正をしております。今回のこの工事で、砥部地区と広田地区の消防団の無線が一本化されまして、今後の消防団活動がより迅速的確に行われることとなります。以上、簡単ですがご審議いただき、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 基本的な無線局の設置については、問題ございませんが、問題はこれだけの多額のお金を出して、機能が十分果たせておるのか。いくら立派なものをやっても誤報を送ったのでは、これは話になりませんし、特に今朝の放送、私は外におりました。外部におりましたが、家の中であれが本当に皆さんに理解してもらえたかどうか。ただ建てるぎりじゃなくて、そういうことも調査をして、その機能が十分に果たせておるかということも、今後、条例だけじゃなくて検討していただけないかなと思います。

○議長（樋口泰幸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただいまの三谷議員さんのご質問にお答えします。確かに戸を閉めていて、今朝のような状態であれば、砥部地区におきましても聞こえにくい箇所があったかと思えます。砥部地区におきましても、個別受信機をすでに申し出のありました地区につきましては、205個設置をしております。それと、広田村につきましては、公共施設も含めまして563個設置を行いました。今後、より機能が果たせるよう検討してまいりたいと考えております。

○議長（樋口泰幸） 他にございませんか。質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第50号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月16日の本会議でお願いします。

~~~~~

## 日程第18 議案第51号 砥部町広田保育所条例の一部改正について

（説明、質疑、厚生常任委員会付託）

○議長（樋口泰幸） 日程第18 議案第51号 砥部町広田保育所条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。正岡民生こども課長。

○民生こども課長（正岡修平） それでは、議案第51号についてご説明をさせていただきます。砥部町広田保育所条例の一部改正について。砥部町広田保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成18年6月12日提出 砥部町長中村剛志。



砥部町広田保育所条例の一部を改正する条例。砥部町広田保育所条例の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。別表につきましては、後程、ご説明をさせていただきます。開けていただきまして附則でございますけれども、この条例は平成19年4月1日から施行する。提案理由でございます。広田保育所において、専任所長の配置並びに保育指導、及び研修などによる保育サービスの向上を図ったことに伴い、広田保育所とその他の保育所における保育料の格差を是正するためでございます。広田保育所の保育料につきましては、合併協議会におきまして、サービス改善後に一般保育所の半額程度まで、段階的に引き上げるということで合意がなされております。平成17年度から提案理由のとおり、保育サービスの向上を図ってきておりますけれども、保育料につきましては、据え置いているため、平成19年度から改正を行うものでございます。それでは、別表につきましては、添付しております新旧対照表でご説明をさせていただきます。この現行と書いている欄が現在の広田保育所の保育料でございます。旧の広田村当時の保育料を引き継いでおり、町民税の納税額によりまして3段階に区分しております。その内容ですけれども、1としまして、町民税均等割以下の場合1,500円。2としまして、町民税納付額1万円以下の世帯は1,800円、3、町民税の納付額1万円以上の世帯2,200円となっております。ここでちょっとお気づきになられた方もおられると思いますけれども、2と3で以下、以上ということで、1万円がどちらにも該当するというような表現になっておりますけれども、これにつきましては、条例制定時の単純な表記ミスでございまして、実際には2のところですが、1万円未満の世帯について、1,800円で算定するということで算定はさせていただいております。幸いにも、ちょうど1万円の納付額という世帯の例はございませんでしたので問題になることはございませんでしたけれども、そういったことで、現在の条例に不備があるということで、その点についてはお許しをいただきたいと思っております。ということで、現在その3段階に分かれておるわけなんですけれども、これを改正案といたしまして、別表4としまして、砥部町広田保育所保育料基準徴収表としまして、6段階に分けさせていただきたいと思っております。まず第1階層としましては、生活保護による保護世帯、第2階層としましては、町民税の非課税世帯、第3階層が町民税課税世帯、第4階層が所得税の課税世帯であって、その金額が9万4千円未満の世帯、第5階層は所得税額が9万4千円以上、24万2千円未満の世帯、第6階層は所得税額が24万2千円以上の世帯というふうに分けさせていただいております。そして、それぞれの世帯につきまして、入所者3歳未満児の場合と3歳以上児の場合に分けさせていただいております。第1階層につきましては、いずれも0円ということになっております。第2階層につきましては、未満児が2,700円、以上児が2,000円、第3階層は未満児が5,300円、以上児が4,000円、第4階層は7,700円、6,700円、第5階層は1万1,700円、1万700円、第6階層が1万5,600円、1万3,300円という金額にさせていただいております。なお、この改正案の金額の設定でございますけれども、次のページ3ページをご覧くださいと思うんですけれども、一番、表の上で、現行、案、それと広田保育所を除く保育所の現行保育料となっておりますけれども、

この案のところがただいまの改正案でございます。そして一番右のところが、現在の砥部地区における保育所の保育料でございます。第1階層につきましては、現在の砥部町のA階層の区分を適用しております。そして、第2階層につきましては、Bということで町民税非課税世帯を適用しております。第3階層につきましては、現在の砥部町のC1、C2、均等割世帯と所得割ありの世帯をひとつに統合しております。そして、金額的には低いほうの額、均等割の額のみ世帯の額の、この金額につきましては砥部町の保育料の額の3分の1の額で設定をさせていただいておりますが、低いほうの額で設定をしております。第4階層につきましては、所得割のD1からD3までの額をひとつにまとめております。第5階層につきましては、D4から6までをひとつに統合しております。第6につきましては、D7から9までをひとつに統合しておるという内容になっております。それで、議案第51号のほうに戻っていただくわけなんですけれども、2枚目の備考のところなんですけれども、備考の1としまして、ここでは、第4から第6階層における所得税の額の計算上なんですけれども、住宅取得控除等、特別控除等を行う前の額から低率減税を行った額で算定するというのをうたっております。第2のところでは、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合については、最も高い保育料に該当する児童、まあ1名については、この基準額表を適用しますけれども、2番目の児童については、通常基準額の2分の1の額に軽減すると。またそれ以外の3人目以上については、10分の1の額を適用するというような低所得者に配慮するというような規定を盛り込んでおります。また、3としましては、母子家庭、また在宅の障害児がいる世帯については、保育料を未満児は2,700円、3歳児以上は2,000円、まあ、つまり第2階層に該当する保険料を適用するという規定をしております。4につきましては、月の途中の入退所については、日割りで徴収するというような規定をうたっております。なお、関係者への説明でございますけれども、本年の1月26日に広田保育所におきまして、今現在の入所者の保護者、昨年度の入所者の保護者に集まっておきまして、このことについての説明をさせていただきまして、特に反対の意見もございませんでした。ということで、一応、ご了解をいただいておりますというふうに思っております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第51号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって議案第51号は厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月16日の本会議でお願いします。

日程第 19 議案第 52 号 砥部町母子家庭医療費助成条例等の一部改正について  
(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長(樋口泰幸) 日程第 19 議案第 52 号 砥部町母子家庭医療費助成条例等の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。丸本住民サービス課長。

○住民サービス課長(丸本正和) 議案第 52 号 砥部町母子家庭医療費助成条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。法案は、障害者自立支援法の施行に伴いまして、愛媛県の母子家庭、乳幼児、重度心身障害者に係る医療費補助金交付要綱 3 つがそれぞれ改正されたために、町におきましてもこれに関連する 3 つの条例を同様に改正するとともに、一部、字句の整備もあわせて行うものであります。改正部分につきましては、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。まず、1 ページが砥部町母子家庭医療費助成条例の一部改正でございまして、愛媛県の要綱改正にあわせて、第 4 条第 1 項但し書き中、入院時食事療養費標準負担額の次に、並びに療養介護医療及び障害児施設医療に係る利用者負担額を加えるものでございます。次、2 ページでございまして、2 ページが砥部町乳幼児医療費助成条例の一部改正でございまして、これも同じく県の要綱改正にあわせまして、第 2 条第 5 項但し書き中、入院時食事療養費標準負担額の次に、及び障害児施設医療に係る利用者負担額を加えるものでございます。次、3 ページが砥部町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正でございまして、家族高額療養費を削り、特定療養費と特別療養費を加えて、並び替えとした分については、最初のアンダーライン部分の改正でございまして、それから、但し書きの改正につきましては、県の要綱改正にあわせて、入院時の食事療養費標準負担額の次に、並びに療養介護医療及び障害児施設医療に係る利用者負担額を加えるものでございます。以上、本則で 3 つの条例を改正する条例でございまして、施行期日は本年 10 月 1 日としております。以上で、議案第 52 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(樋口泰幸) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長(樋口泰幸) 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第 52 号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(樋口泰幸) 異議なしと認めます。よって議案第 52 号は厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6 月 16 日の本会議でお願いします。

日程第 20 議案第 53 号 砥部町林間休憩施設条例の一部改正について  
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長(樋口泰幸) 日程第 20 議案第 53 号 砥部町林間休憩施設条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。西崎農林課長。

○農林課長(西崎悟) 議案第 53 号について、ご説明いたします。議案第 53 号 砥部町林間休憩施設条例の一部改正について。砥部町林間休憩施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 18 年 6 月 12 日提出 砥部町長中村剛志。砥部町林間休憩施設条例の一部を改正する条例。砥部町林間休憩施設条例の一部を次のように改正する。第 6 条を次のように改める。使用料の減免、第 6 条 町長は必要があると定めるときは使用料を減額し、または免除することができる。附則第 2 項を削る。附則、この条例は公布の日から施行する。提案理由といたしまして、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、公の施設の管理委託については、本年 9 月 1 日の経過措置期間満了後は、指定管理者制度の導入、直営、または廃止のいずれかにしなければなりません。当施設については、施設の性格上、直営にて管理することとするため、管理の委託の条文を削除し、新たに使用料の減免規定を加えるものでございます。なお、改定箇所の新旧の対照は、別紙、条例新旧対照表のとおりでございます。以上で、議案第 53 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(樋口泰幸) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。玉井啓補君。

○17番(玉井啓補) 幼稚園の質問みたいなんですけど、この砥部町林間休憩施設といたら、どこにあるんですか。それだけ教えてください。

○議長(樋口泰幸) 西崎農林課長。

○農林課長(西崎悟) 玉井議員さんのご質問にお答えします。広田地区にございます神の森公園の一角にございます農村食堂こぶしの家でございます。

○議長(樋口泰幸) 他にございませんか。質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第 53 号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(樋口泰幸) 異議なしと認めます。よって議案第 53 号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6 月 16 日の本会議でお願いいたします。

日程第 21 議案第 54 号 砥部町陶芸創作館条例の一部改正について  
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長(樋口泰幸) 日程第 21 議案第 54 号 砥部町陶芸創作館条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） それでは、議案第54号 砥部町陶芸創作館条例の一部改正についてご説明申し上げます。砥部町陶芸創作館条例の一部を改正する条例を次のように改正する。平成18年6月12日提出 砥部町長中村剛志。12条を削り、13条を12条とする。附則第2項を削る。附則、この条例は公布の日から施行する。提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行によりまして、公の施設の管理委託については、本年9月1日の経過措置期間満了後は、指定管理者制度の導入あるいは直営または廃止のいずれかにしなければならないということございまして、当施設につきましては、直営にて管理することとするため、管理の委託の条文を削除するものでございます。次のページをお願いします。新旧対照表でございますが、ご覧のとおりでございます。現行につきましては、管理の委託については直営にするということございまして、削除します。改正案でございますが、13条を12条に変更させていただくということでございます。以上で説明を終わります。ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第54号は、産業建設常任委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって議案第54号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月16日の本会議でお願いします。

~~~~~

## 日程第22 議案第55号 砥部町築地公舎条例の廃止について (説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（樋口泰幸） 日程第22 議案第55号 砥部町築地公舎条例の廃止についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 失礼します。議案第55号 砥部町築地公舎条例の廃止についてご説明いたします。これは、このように書きまして、ついじと読みます。砥部町築地公舎条例を廃止する条例を次のように定める。平成18年6月12日提出 砥部町長中村剛志。下のほうにありますように、砥部町築地公舎条例は廃止する。附則として、この条例は公布の日から施行するということでございます。築地公舎について、若干、説明を加えさせていただきます。築地公舎といいますのは、旧広田村で医院後を村民の住宅として提供しておりましたもので、合併により新町に引き継いだものでございます。老朽化が著しく、危険な状態になっております。住んでおられた方もたちのいておりますので、廃止し、解体するため、提案するものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第55号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思  
います。異議ありませんか。

「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって議案第55号は、総務文教常任委員  
会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月16日の本会議でお願い  
します。

~~~~~

日程第23 議案第56号 平成18年度砥部町一般会計補正予算（第1号）

日程第24 議案第57号 平成18年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第1号）

日程第25 議案第58号 平成18年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第1号）

日程第26 議案第59号 平成18年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第27 議案第60号 平成18年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第1号）  
（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（樋口泰幸） 日程第23 議案第56号から日程第27 議案第60号までの  
平成18年度補正予算に関する5件を一括議題とします。本案について提案理由の説明  
を求めます。柳田助役。

○助役（柳田稷） 議案第56号 平成18年度砥部町一般会計補正予算について説明  
をさせていただきます。平成18年度砥部町の一般会計補正予算第1号は、次に定める  
ところによる。第1条、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,210万8千円  
を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ56億3,639万円とする。2、歳入歳出  
予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額  
は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成18年6月12日提出 砥部町長中村剛志。  
今回の補正予算でございますが、当初予算編成にあたりまして、三位一体改革によって、  
国からの補助金や交付税が減額されております。そういったため、財源の見込みが立ち  
にくいということで、査定の段階で約5億円を補正予算のほうへ回させていただいてお  
りました。その中から、今回特に必要な予算1億3千万円余りをお願いしております。  
予算の内容につきましては、それぞれの委員会でご審議いただくことになっております  
ので、その際、詳細を説明させていただきます。私からは、主な部分を説明させてい  
たいただきます。それでは3ページをお願いいたします。まず歳出の方から説明をさせてい  
たいただきますが、ここでは款項の補正額のみ説明をさせていただきます。まず、2款の総務  
費の総務管理費で1,194万2千円をお願いしております。3款の民生費におきまし

ては、社会福祉費と児童福祉費であわせて3, 295万7千円をお願いしております。4款、衛生費では、保健衛生費と清掃費であわせて81万1千円、6款の農林水産業費では、農業費、林業費あわせまして403万7千円、8款の土木費では、道路橋梁費、河川費、都市計画費あわせて1億39万円をお願いしております。9款の消防費では、275万9千円、10款の教育費におきましては、小学校費、社会教育費、保健体育費あわせまして、減額で2,078万8千円をお願いし、合計で1億3,210万8千円をお願いしております。それでは、12ページをご覧ください。歳出の主なものを説明させていただきます。2款の総務費、1項、総務管理費で、1,194万2千円でございますが、その1目、一般管理費で臨時雇賃金、それから4目の会計管理費で、財務関係プログラム変更委託料、それから5目の財産管理費におきましては、13節の委託料で、庁舎の管理委託料の減額と旧母子センターの跡地管理委託料、これはシルバー人材センターへ月1万5千円で管理をお願いする予算を計上させていただいております。それから15節の工事請負費でございますが、先程、条例で廃止をさせていただきました築地公舎の解体工事350万余り、それから陶里ヶ丘の法面の対策工事で220万余りお願いをしております。18の備品購入費は、公用車の購入費でございます。それから9目の交通安全費では、宮内小学校の南側県道沿いにございます駐輪場の建替工事をお願いしております。16目の地域活性化事業費、ここでは、11月に予定しております陶街道文化まつりの経費を計上させていただいております。一番下の3款、民生費で全体で3,295万をお願いしておりますが、次のページ、1項社会福祉費の1目、社会福祉総務費におきましては、交付金といたしまして、町社会福祉協議会へ642万8千円計上させていただいております。2目の障害者福祉費でございますが、報酬で、障害者自立支援法施行に伴う経費を増額させていただいておりますが、障害認定審査委員さんの報酬、その他計上させていただいております。また、13の委託料につきましては、県の補助を受けて、手話奉仕員派遣委託料ということで計上させていただいております。次に5目の国民年金費におきましては、電算システムの改修委託料、それから、6目の国民健康保険総務費では、繰出金ということで、国民健康保険特別会計の事業勘定へ繰出す経費を計上させていただいております。また、7目の老人保健総務費におきましても、老人保健特別会計への繰出金を計上させていただいておりますし、9目の介護保険総務費におきましても、繰出金を計上させていただいております。次に、2項の児童福祉費でございますが、1目、児童福祉総務費で、工事請負費、三角地区公園遊具の取り替え工事を計上させていただいております。また、2目の保育所費でございますが、委託料のところ、私立保育所への委託料、813万7千円を計上させていただいております。次のページをお願いします。15節の工事請負費でございますが、日ノ出保育所の解体撤去工事費を計上させていただいております。あと、3目の児童館費、4目の児童措置費で、それぞれ修繕費と児童手当システム変更委託料を計上させていただいております。4款の衛生費でございますが、保健センター費で修繕料、それから清掃費の塵芥処理費で修繕料をそれぞれ計上させていただいております。6款の農林水産業費でございますが、トータルで403万7千円をお願いしておりますが、農業費の農業振興費

で、156万3千円をお願いしておりますが、これは11月開催予定の陶街道文化まつりの経費でございます。次のページをお願いいたします。5目の農地費でございますが、工事請負費で、砥部地区農免農道維持工事の補修工事費として10万円、それから19節では、町単土地改良事業費で222万4千円をお願いしております。それから林業費におきましては、林業振興費、委託料で、地積測量図作成業務委託料をお願いしております。8款の土木費でございますが、1億39万円のうち、2項、道路橋梁費の2目、道路維持費で工事請負費6千万円、これは道路維持、舗装、補修工事の経費でございます。それから、原材料費で50万円をお願いしております。それから3目の道路新設改良費におきましては、工事請負費で町道重光田ノ浦線改良工事で800万円、公有財産購入費で326万7千円、19節におきまして、県営事業の負担金で、1,007万3千円をお願いしております。それと22節で、補償金15万円をお願いしております。それから3項の河川費でございますが、2目の砂防費で、県営事業の負担金で100万円をお願いしております。次のページをお願いいたします。4項の都市計画費の2目、公共下水道費で繰出金1,240万円をお願いしております。3目の都市下水路費で、工事請負費500万円、川井上組の排水路整備工事をお願いをしております。続きまして、9款の消防費でございますが、常備消防費で、伊予消防等事務組合の負担金という形で、無線基地局の遠隔整備装置の設置等の工事費や防災服などの経費を275万9千円お願いしております。次に10款の教育費でございますが、2項、小学校費の1目、学校管理費でございますが、工事請負費で、玉谷小学校のストックハウスの新設工事をお願いしております。それから6目で、道徳教育社会人活用事業費ということで、県の補助事業で、報償金13万5千円をお願いしております。それから、7目の人権同和教育研究指定事業費で、あわせて10万5千円をお願いしております。5項の社会教育費でございますが、2目の文化振興費で、町指定有形文化財説明看板の設置工事費をお願いしております。次のページをお願いいたします。3目の人権教育費におきましては、財源を組み合わせさせていただいております。4目の公民館費でございますが、賃金から役務費につきましては、陶街道文化まつりの経費を計上させていただいております。13節の委託料と、15節の工事請負費につきましては、中央公民館の改修工事、18年度で予定しておりましたが、17年度にほとんどの工事ができたということで、減額をさせていただいております。7目の図書館費で図書購入費700万円をお願いしております。6項の保健体育費の1目保健体育総務費で、スポーツまつりINとべの記念品、それから消耗品、あわせて19万円をお願いしております。4目の学校教育費で、調理機器等の修繕で、79万8千円をお願いをしております。以上で、歳出1億3,210万8千円をお願いしております。続いて2ページをご覧ください。歳入でございますが、11款の分担金及び負担金でございますが、負担金で217万7千円をお願いしております。12款の使用料及び手数料でございますが、手数料で、9万5千円、13款の国庫支出金でございますが、国庫負担金で837万5千円、これは保育所の運営費、あるいは災害復旧費。災害復旧費で500万円、保育所の運営費で337万5千円をお願いしております。委託金では、国民年金事務の委託金として、63万円をお願いしております。



14款の県支出金でございますが、県負担金で168万8千円。これは保育所の運営費の委託支出金でございます。県補助金につきましては、手話奉仕員の派遣事業45万円などが含まれております。3の委託金につきましては、人権啓発活動の地方委託が34万5千円、人権同和教育の研究指定が10万5千円、あわせて45万円でございます。18款の繰越金で、1億1,805万4千円、19款の諸収入の4項、雑入で16万2千円、あわせて1億3,210万8千円をお願いするものでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 丸本住民サービス課長。

○住民サービス課長（丸本正和） 議案第57号及び議案第58号について、ご説明申し上げます。まず、議案第57号 砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。平成18年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算補正、第1条、事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138万6千円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,826万8千円とし、直営診療施設勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万4千円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,760万7千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成18年6月12日提出、砥部町長 中村剛志。それでは、第1表によりまして、事業勘定のほうから内容の説明をさせていただきます。予算書の2ページ、3ページをお開きいただきますようお願いいたします。事業勘定につきましては、3ページの歳出、1款、総務費、1項、総務管理費におきまして、法改正に伴う国保電算システムの改造委託料としまして、138万6千円を計上させていただいております。この財源といたしまして、2ページの歳入、8款、1項、他会計繰入金におきまして、一般会計からの法定繰入金としまして、138万6千円を計上させていただいております。続きまして、直営診療施設勘定についてご説明を申し上げます。4ページ、5ページをお開きいただきますようお願いいたします。まず、5ページの歳出でございますが、2款、1項、医業費におきまして、超音波検査業務委託料としまして、50万4千円を計上させていただいております。これに伴いまして、4ページの歳入につきまして、1款1項、外来収入を82万6千円、増額見込みとして計上させていただいております。9款1項、繰越金につきましては、32万5千円を減額するものでございまして、合計50万4千円の増額となるものでございます。以上で、議案第57号の説明を終わらせていただきます。

次に、老人保健特別会計予算書をお願いいたします。それでは、引き続きまして、議案第58号、平成18年度砥部町老人保健特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。平成18年度砥部町の老人保健特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ244万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,541万2千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成18年6月12日提出、砥部町長 中村剛志。それでは、第1表によりまして、歳出のほうから説明をさせていただきます。予算書の3ページをご覧くださいようお願いいたします。歳出につきましては、1款、総務費、1項、総務管理費におきまして、法改正に伴う電算システム改造委託料など、119万9千円の増額、それから4款1項、償還金におきまして、前年度の精算に伴います支払基金の交付金と国庫補助金の償還金として、124万1千円の増額でございまして、計244万円の増額ということで計上させていただいております。これらの財源につきましては、2ページの歳入でございしますが、4款1項、他会計からの繰入金を244万円増額計上させていただいております。以上で、議案第57号及び議案第58号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 議案第59号 平成18年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。歳入歳出予算補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,662万4千円とするものです。2、補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものです。歳出より説明いたしますので、3ページをご覧ください。今回の補正につきましては、高額介護予防サービス費の増額と、基金積立金の減額をお願いするものです。補正額の欄をご覧ください。2款、介護給付費、4項、高額介護サービス等費におきまして、11万9千円を計上しています。これは、所得の低い人に対する支援でございまして、以前には、同世帯に2人以上の介護予防、要支援でございましたが、この給付該当者が存在しなかったことで、当初予算作成時におきましては、歳出を抑えるため、最小限の予算、千円を予定しておりましたが、この度、新たに給付該当者が存在しましたので、それに伴う給付費の増額でございまして、5款、1項、基金積立金につきましては、2万2千円の減額を計上しています。これは、給付費に不足が生じた場合は、介護保険事業運営基金から充当するため、今回、基金の積立金より高額介護サービス費の不足分に充当するものです。従いまして、歳出合計は、9万7千円を計上しております。この財源につきましては、2ページの歳入をご覧ください。歳入につきましては、国、県、町等の負担分でございます。補正額の欄をご覧ください。3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2万4千円、同じく2項、国庫補助金6千円、4款1項、支払基金交付金、3万7千円、5款、県支出金、1項、県負担金、1万5千円、7款、繰入金、1項、一般会計よりの繰入金、1万5千円、歳入合計、9万7千円を計上しております。以上で、議案第59号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 議案第60号 平成18年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。平成18年度砥部町の公共下水道特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳

入歳出それぞれ9,980万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,699万1千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。平成18年6月12日提出 砥部町長中村剛志。2ページ、3ページをお願いいたします。まず、3ページの歳出のほうから説明をさせていただきます。1款1項、今回9,980万円の補正をお願いをするものでございます。これは、平成18年度の当初予算につきましては、国の予算の決定がなされていないというふうなことで、要望額の約80%であれば、予算確保が確実であるということで、計上をさせていただいておったものでございます。先般、国の予算が確定いたしまして、国のほうから、要望額どおりの満額の内示をいただきました。それによりまして、今回、残り20%分の事業費の補正をお願いするものでございます。補正の内容といたしましては、放流渠、污水管線管渠の詳細設計の委託料と、麻生小学校の中を横断します污水管の工事費、それと処理上の進入路の改良工事費等でございます。その財源でございますが、2ページ、1款1項、国庫補助金で3,060万円、2款1項、他会計繰入金で1,240万円、3款1項、町債で5,680万円で、歳入合計9,980万円となるものでございます。4ページをお願いいたします。第2表、地方債補正でございますが、補正後といたしまして、4億7,500万円を限度とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は従前どおりでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 何も言わなんだらこれいかんけん。一言だけ言わせてもらいます。議案に対する直接の質問ではないんですが、地域医療ということで、今、全国的にへき地医療が大変、医師不足かなんかの問題が起こっておりますが、それについては、現在、広田村でやっておる診療所については、医師の確保、それからやはり、高齢者、過疎化における対応については、本町は大丈夫かということをお尋ねいたします。

○議長（樋口泰幸） 丸本住民サービス課長。

○住民サービス課長（丸本正和） ただいまの玉井議員さんのご質問、地域医療確保ということでございますが、旧広田村におきましてからずっと、医師確保についてはかなり苦勞をしておったというのが現実でございますが、さらに1人医師という中で、その先生に特に休日であっても、すべて対応していただく。それから、小さなお子様からお年寄りまで全ていろんな科、内科だけでなく眼科、耳鼻科関係も全部ひっくるめた医療ということで、それに対応できる先生ということを前提で、全国各地募集をかけて、今まで確保につなげてきたものでございます。幸い今の先生につきましても、本来は外科ということでございますが、内科についても経験をしていただいております。ということで、現在、広田地域のへき地におきましては、医療については、十分対応できてお

るというふうに考えております。ただ1点、先生には非常にご負担をおかけしておるといことは私は感じております。以上、答弁にならないかもしれませんが、終わります。

○議長（樋口泰幸） 三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 財政課長。先ほどの答弁の中で、あなたは一般会計も含めたものの総括したもののあれになりますが、砥部町の財政規模で言うたら、標準財政規模で言うたら、平成17年でしたら、だいたい45億円くらいがあれですよ。そして、それから9億円を超せば、いわゆる重要赤字団体に入ることになりますよということで、17年度のあれの話だと思ったんですがね。では、今、この地方財政のいわゆる健全性をあらわす一つの中に、やっぱり起債がどれくらいかということが一つの標準になってまいります。ところが、今年の4月から総務省が今まで一般会計のみのいわゆる公債比率を出しておったと。しかしこれはおかしいと。1件の家であったら、ローンの借金だけが借金じゃないと。自動車を買ったもの借金ですよ。それだったら、借金のいわゆる実質公債比率というものを公表しなさいということに改定されたのをご存知だと思います。それで、砥部町はいくらくらいになりますぞと。それ、すぐ答弁はいらないです。それと、1人あたりの行政経費というものは、たぶんこれから我々も皆さんにお知らせせんといかんと。砥部町は1人にこれくらいかかってますよというその1人あたりの行政経費もお知らせいただいたらと思います。以上。

○議長（樋口泰幸） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 失礼します。三谷議員さんのご質問にお答えします。実質公債比率については、この17年度決算統計におきまして計算をして出すということでございまして、現在、決算統計のほうに入っておりますから、数値についてはまだ把握できておりませんので、その数値確定いたしましたら、ご報告することにさせていただきます。それから、1人あたりの行政経費につきましても、決算統計の中であらわしていきたいと考えております。なお、新町建設計画の中で、経費について若干触れているところがございますが、それからどのように変化しておるかということにつきましても、この17年度の決算統計の中、はっきり申せば、新町になって1年間、新町でやったのは17年度でございますので、ここらあたりのところで、計算しまして、ご報告させていただけたらと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） そういうことで、その時に出すということで、結構でございます。では、お尋ねをしますが、もう1点、いわゆる今、公共下水道に投資しますよと。このお金。そして、この間、出されました中学校の耐震性の問題、いずれも放れませんが、どちらかを冷蔵庫に入れんといかん場合がある、そういうんじゃないかと。その時点では、砥部中学校、広田中学校は耐震性では耐えておるといことでやったわけですよ。ほんなら、これからその数値は変わってくる。場合によっては、準用団体ではなくて、赤字団体に入っていく危険性がないですかと。それを心配しておるわけですよ。

○議長（樋口泰幸） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 財政の運営につきましても、長期的な観点ということで、

財政担当のほうとしても、この10年、15年を目途にしたものを今、作っております。その中で、これにつきましては、つい先ほど行政改革推進本部のほうに報告をあげたものでございますので、議会のほうにこの後、ご報告をさせていただくということでお願いをしておるところでございますけれども、この基本となります部分は、まず3月の町長の答弁でも申しましたように、この10年間でやはり28億は、収支のマイナスが出るということをお願いを申し上げます。で、10年間で単年度で単純に10年で割りまして、2億8千万。これの収支を合わせていかなければならないと。そのために集中改革プランの中から、健全化を図るためのものをはかっていくための計画を出すという考えでございます。そういう中で、10年間の当初、5年ほどは非常に厳しい状況になりますけれども、徐々に改善していきまして、10年のスパンで見えていくと健全化のほうに入れるという考えでございます。あと、財政再建団体の関係でございますけれども、実質収支で約9億、この赤字が出た場合に、準用団体として申請するか、自主再建の道を選ぶかというような、今の制度ではそういう形になっておりますけれども、いろいろな方面からこの健全化を進めることで、このそういう状況には陥らないようにできるというふうな考え方を持っております。以上でお答えとさせていただきます。失礼しました。中学校と公共下水道の関係でご質問があがった点、付け加えさせていただきます。

この何年かのうちの一番大きなメインの事業として、砥部中学校の改築については、その計画の中で考えております。事業費約18億程度の中で、国の補助金、地方債、それらも加味して考えております。それから、下水道事業につきましては、一般会計からの繰出し、繰出金がいくらになるかという方向でこの考えを作っております。それから、交付税の算入につきましては、下水道事業債の交付税算入については、全体的に考慮をしております。臨時財政対策債につきましては、この発行について交付税算入があるということで、ある程度考えて入れておりますけれども、下水道債については、この先わからないところがありまして、財政担当のほうの計画サイドの中には入れてないのが現状でございます。

○議長（樋口泰幸） 他にございませんか。質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第56号から議案第60号までの平成18年度補正予算に関する5件については、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第56号から議案第60号までの平成18年度補正予算に関する5件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月16日の本会議でお願いします。以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後 4時32分 散会

平成18年第2回定例会（第2日） 会議録

招集年月日	平成18年6月16日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成18年6月16日 午後1時30分 議長宣告		
応招議員	1 番 山口元之      2 番 政岡洋三郎      3 番 西岡章一 4 番 土居美智子      5 番 中村 茂      6 番 西村良彰 7 番 井上洋一      8 番 樋口泰幸      9 番 栗林政伸 10 番 土居英昭      11 番 宮内光久      12 番 大野和博 13 番 中島博志      14 番 田室博志      15 番 平岡文男 16 番 山本典男      17 番 玉井啓補      18 番 三谷喜好		
不応招議員	なし		
出席議員	出席議員は、応招議員の18名		
欠席議員	なし		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏 名	町 長 収入役 総務課長 企画課長 税務課長 民生こども課長 健康づくり課長 生涯学習課長 商工観光課長 建設課長 水道課長	中村 剛志 佐川 秀紀 明賀 徹 藤田 正純 武智 充吉 正岡 修平 相原 宜紀 大野 哲郎 相田由紀夫 萬代 喜正 辻 充則	助 役 教 育 長 広田支所長 監理財政課長 住民サービス課長 生きがい推進課長 学校教育課長 環境保全課長 農林課長 下水道課長 柳田 穂 佐野 弘明 上岡 洋一 松下 行吉 丸本 正和 大西 潤 松村 昇二 日浦 昭二 西崎 悟 東岡 秀樹
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫		
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。		
議員の指名	2 番 政岡洋三郎      3 番 西岡 章一		

平成18年第2回砥部町議会定例会

平成18年6月16日（金）

午後1時30分開会

○議長（樋口泰幸） これから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第46号 砥部町文化会館条例の制定について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（樋口泰幸） 日程第1 議案第46号 砥部町文化会館条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） ご報告申し上げます。議案第46号、条例制定についてのご報告を申し上げます。去る6月12日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第46号について、審査の結果をご報告申し上げます。今回の条例制定は、文化会館の管理について平成19年4月1日より指定管理者制度を導入するため、必要な事項について条例の全部改正を行うものであります。ただし、指定管理者制度については、今年の秋に公募の予定でございますが、それが公募者が少ない場合は、また改めて改正案を出すのでございますので、一応、この議案第46号は適切な処置がなされていると認められて、原案のとおり可決するものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第46号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第46号 砥部町文化会館条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第47号 砥部町総合公園内体育施設及び砥部町田ノ浦町民広場条例の制定について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（樋口泰幸） 日程第2 議案第47号 砥部町総合公園内体育施設及び砥部町田ノ浦町民広場条例の制定について議題とします。本案について委員長の報告を求めま

す。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） 議案第47号 条例制定についてのご報告を申し上げます。去る6月12日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第47号について、審査の結果をご報告申し上げます。今回の条例制定は、総合公園内体育施設及び田ノ浦町民広場について、平成19年4月1日より指定管理者制度を導入するため、必要な事項を条例制定するものです。よって、議案第47号は適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第47号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第47号砥部町総合公園内体育施設及び砥部町田ノ浦町民広場条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第3 議案第48号 砥部町立社会体育施設条例の制定について

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第3 議案第48号 砥部町立社会体育施設条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） 議案第48号 条例制定についてご報告申し上げます。去る6月12日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第48号について審査の結果をご報告申し上げます。今回の条例制定は、総合公園内体育施設及び田ノ浦町民広場に指定管理者制度を導入することに伴い、社会体育施設条例から総合公園内体育施設及び田ノ浦町民広場に関する事項を削除し、全部改正を行うものであります。よって、議案第48号は適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。



[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第48号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第48号 砥部町立社会体育施設条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第49号 砥部町障害者自立支援法施行条例の制定について  
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第4 議案第49号 砥部町障害者自立支援法施行条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る6月12日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第49号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第49号 砥部町障害者自立支援法施行条例の制定については、障害者自立支援法施行に関し、審査会の名称、委員の定数、報酬、罰則規定など必要な事項を定めるものであります。また、附則において審査委員の報酬を定めるため、砥部町の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行っています。よって、議案第49号は適切な処置がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第49号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第49号 砥部町障害者自立支援法施行条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第50号 砥部町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部改正  
について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第5 議案第50号 砥部町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） 議案第50号、条例改正についてご報告申し上げます。去る6月12日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第50号について、審査の結果をご報告申し上げます。今回の条例改正は、広田地区の同報系及び移動系防災行政無線の整備完了に伴い、設置場所の変更及び追加を行うものであります。よって、議案第50号は適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。  
議案第50号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第50号 砥部町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第51号 砥部町広田保育所条例の一部改正について  
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第6 議案第51号 砥部町広田保育所条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る6月12日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第51号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第51号 砥部町広田保育所条例の一部改正については、広田保育所において、専任所長の配置や保育指導及び研修などによる保育サービスの向上を図ったことにより、その他の保育所との格差是正をするため保育料の改正をするものであります。よって、議案第51号は適切な処置がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第51号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第51号 砥部町広田保育所条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第52号 砥部町母子家庭医療費助成条例等の一部改正について  
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第7 議案第52号 砥部町母子家庭医療費助成条例等の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る6月12日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第52号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第52号 砥部町母子家庭医療費助成条例等の一部改正については、障害者自立支援法の施行による愛媛県補助金交付要綱の一部改正に伴い、砥部町母子家庭医療費助成条例、砥部町乳幼児医療費助成条例、砥部町重度心身障害者医療費助成条例の引用条文の改正及び字句の整備をするものであります。よって、議案第52号は適切な処置がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第52号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第52号 砥部町母子家庭医療費助成条例等の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 53 号 砥部町林間休憩施設条例の一部改正について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(樋口泰幸) 日程第 8 議案第 53 号 砥部町林間休憩施設条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設委員長(三谷喜好) ご報告申し上げます。去る 6 月 12 日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第 53 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 53 号 砥部町林間休憩施設条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、公の施設の管理については指定管理者制度の導入、直営又は廃止のいずれかにしなければならないこととなっており、施設の性格上、直営とするため、管理委託の条文を削除し、新たに使用料の減免規定を加えるものであります。よって、議案第 53 号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長(樋口泰幸) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長(樋口泰幸) 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長(樋口泰幸) 討論なしと認めます。  
議案第 53 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長(樋口泰幸) 異議なしと認めます。よって、議案第 53 号 砥部町林間休憩施設条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 54 号 砥部町陶芸創作館条例の一部改正について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(樋口泰幸) 日程第 9 議案第 54 号 砥部町陶芸創作館条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(三谷喜好) ご報告申し上げます。去る 6 月 12 日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第 54 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 54 号 砥部町陶芸創作館条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、公の施設の管理については指定管理者制度の導入、直営又は廃止のいずれかにしなければならないこととなっており、施設の性格上直営とするため、管理委託の条文を削除するものであります。よって、

議案第54号は適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。以上。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第54号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第54号 砥部町陶芸創作館条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第10 議案第55号 砥部町築地公舎条例の廃止について

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第10 議案第55号 砥部町築地公舎条例の廃止についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） 議案第55号の条例廃止についてご報告申し上げます。去る6月12日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第55号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第55号 砥部町築地公舎条例の廃止については、広田地区にある築地公舎が老朽化し危険となったため廃止をするものであります。よって、議案第55号は適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第55号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第55号 砥部町築地公舎条例の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 56 号 平成 18 年度砥部町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 12 議案第 57 号 平成 18 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第 1 号）

日程第 13 議案第 58 号 平成 18 年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 14 議案第 59 号 平成 18 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 15 議案第 60 号 平成 18 年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）  
（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（樋口泰幸） 日程第 11 議案 第 56 号から日程第 15 議案第 60 号までの平成 18 年度補正予算に関する 5 件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る 6 月 12 日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第 56 号、60 号の補正予算 2 件について、審査の結果をご報告申し上げます。

始めに、議案第 56 号一般会計補正予算第 1 号のうち、当委員会に所管する項目について主なものは、清掃費では、美化センター光ケーブル修繕費 50 万 4 千円を、農業振興費では、広田ふるさとフェスタ事業費 156 万 3 千円を、農地費では、町単独土地改良事業費補助金 222 万 4 千円を、道路維持費では、6,050 万円増額を、道路新設改良費では、2,149 万円を、砂防費では、県営事業負担金 100 万円を、公共下水道費では、特別会計への繰入金 1,240 万円を、都市下水道費では、川井上組排水路整備工事費 500 万円を補正するものです。

次に、議案第 60 号 平成 18 年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第 1 号については、管渠詳細設計委託費 4,160 万円の増額、管渠敷設工事、浄化センター進入道路改良工事等 5,820 万円を補正し、財源は国庫補助金、町債、繰入金で賄っています。また、地方債補正をするものであります。

よって、議案第 56 号、60 号の 2 件については、いずれも適切な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、これで委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） ご報告申し上げます。去る 6 月 12 日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第 56 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 56 号 平成 18 年度砥部町一般会計補正予算第 1 号のうち、当委員会に所管する項目の主なものは、会計管理費で、財務会計プログラム変更委託料 128 万 1 千円を、財産管理費で、築地公舎解体工事及び陶里ヶ丘法面対策工事費 574 万 1 千円、公用車買い替え費用 111 万 7 千円を、交通安全対策費で宮内駐輪場建替え工事費 97 万 5 千円を、地域活性化事業費で、陶街道文化まつりの費用 258

万9千円を、常備消防費で、砥部出張所で広田出張所の通信を一括指令するための費用や、装備品整備に伴う負担金275万9千円を、教育費の小学校費で、玉谷小学校ストックハウス新設工事費及び高市小学校遊具修繕費で71万2千円を、文化振興費で、広田地区の指定有形文化財説明看板設置工事費23万1千円を、公民館費で、中央公民館改修工事費3,039万5千円の減額を、図書館費で、図書購入費700万円を、学校給食管理費で、砥部給食センター調理機器等の修繕費79万8千円を補正するものとなっております。歳入については、繰越金1億1,805万4千円、国県支出金1,162万円、負担金217万7千円、その他25万7千円を充当しています。以上、議案第56号については、適切な予算補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 中島厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る6月12日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました補正予算4件について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第56号 平成18年度砥部町一般会計補正予算第1号のうち、当委員会に所管する項目について、主なものは、社会福祉総務費では、町社会福祉協議会運営費交付金642万8千円を、障害者福祉費では、障害者自立支援法の施行に伴い、障害者福祉計画策定費等39万4千円の増額、障害程度認定審査会設置に伴う費用144万9千円、手話奉仕員派遣委託料60万円を、国民年金費では、電算システム改修委託料63万円を、国民健康保険総務費では、国保特別会計事業勘定への繰出金138万6千円を、老人保健総務費では、老人保健特別会計への繰出金244万円を、介護保険総務費では、介護保険特別会計保険事業勘定への繰出金1万5千円を、児童福祉総務費では、三角地区公園遊具取替工事費293万円を、保育所費では、広域私立保育所委託費813万7千円の増額、日ノ出保育所解体撤去工事費817万1千円を、保健センター費では、エアコン修繕費30万7千円を計上しております。

次に、議案第57号 平成18年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号の事業勘定については、法改正に伴う国保システム改造委託料138万6千円を補正するものであり、財源は一般会計繰入金で賄っております。

直営診療施設勘定では、エコー検査業務委託料50万4千円を補正するもので、財源は診療報酬を充当しています。

次に、議案第58号 平成18年度砥部町老人保健特別会計補正予算第1号は、法改正に伴う老保システム改造委託料119万9千円、老人医療費精算に伴う償還金124万1千円を補正するもので、財源は一般会計繰入金で賄っております。

次に、議案第59号 平成18年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第1号の保険事業勘定では、高額介護予防サービス給付費11万9千円の増額補正をしています。財源は国県負担金、支払基金交付金、一般会計繰入金で賄っています。

以上、議案第56号、57号、58号及び59号の4議案については、いずれも適切な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。討論、採決については1件ずつ行います。  
議案第56号 平成18年度砥部町一般会計補正予算第1号について討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。  
議案第56号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第56号 砥部町一般会計補正予算第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。  
議案第57号 平成18年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。  
議案第57号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第57号 平成18年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。  
議案第58号 平成18年度砥部町老人保健特別会計補正予算第1号について討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。  
議案第58号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第58号 平成18年度砥部町老人保健特別会計補正予算第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。  
議案第59号 平成18年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第1号について討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。  
議案第59号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第59号 平成18年度砥部



町介護保険事業特別会計補正予算第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第60号 平成18年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第1号について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第60号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第60号 平成18年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第16 議案第61号 工事請負契約の変更契約の締結について

#### (説明、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第16 議案第61号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 議案第61号 工事請負契約の変更契約の締結について、ご説明申し上げます。次のとおり、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。契約の目的、総津地区農業集落排水処理施設土木建築工事変更契約金額7,794万8千円。今回、変更による増額339万8千円。契約の相手方、愛媛県伊予郡砥部町総津583番地 株式会社 広田建設 代表取締役 成田照義。平成18年6月16日提出 砥部町長中村剛志。変更理由の説明でございますが、配布させていただきました別紙の平面図、断面図をご覧くださいと思います。処理水槽の底板につきましては、左のほうの平面図に丸く青で塗ってあります部分、2ヵ所のボーリング調査を実施いたしております。で、右上の図面のA-A断面をご覧くださいと思いますが、ボーリング結果に基づきまして、青い点線がございますが、これが推定岩盤線といたしまして、岩着工法の設計をいたしたわけでございますが、掘削をいたしました結果、一部、岩盤が設計高、いわゆる推定岩盤線より深い位置で露出をいたしました。左の平面図で表しておりますのが、赤く塗っておる部分でございます。A-A断面図では、処理水槽の下の三角に塗っておる部分、ここが下がっておったということでございます。で、構造物の不当沈下と、地震のことを考慮いたしまして、この部分にコンクリートを入れることによりまして、岩盤高まで定着をさせまして、地盤支持力を確保する必要があるということと、もう1点、河川側のブロック積み基礎部分、左の平面図で緑色で塗ってある部分でございます。B-B断面を見ていただきたいと思います。右の下のほうの。ここに水色の線を横に引いておりますが、この線が河川の高水位の位置でございます。この部分をブロック積みの基礎としておったわけでございますが、洪水時にこのブロック積み基礎より下の部分の土が流出する恐れがあるということで、ブロック積みの基礎延長35mあるわけでありまして、27mの区間を

B－B断面図の緑色に塗ってございますように、ブロック積みの法面を長くいたしまして、この基礎部分を岩着することによりまして、洪水時における処理層の保全を図る必要があることから、変更をお願いするものでございます。提案理由でございますが、議案書の方をご覧いただいたらと思います。総津地区農業集落排水処理土木建築工事請負契約の変更契約を締結したいので、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。以上で説明終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。  
議案第61号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第61号 工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して、全員協議会を開催したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

午後 2時16分 休憩  
午後 2時40分 再開

~~~~~

#### 日程第17 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(説明、答申)

○議長（樋口泰幸） 再開します。日程第17 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提出者の説明を求めます。中村町長。

○町長（中村剛志） 人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。氏名 佐々木茂治郎、住所 愛媛県伊予郡砥部町総津785番地、生年月日 昭和15年7月21日。平成18年6月16日提出 砥部町長中村剛志。提案理由、久保野知委員は、平成18年9月30日をもって任期が満了となるため、後任の委員を推薦するため提案するものである。よろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） おはかりします。本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり、答申することに決定しました。

~~~~~

日程第18 陳情第1号 患者・国民負担計画の中止と保険で安心してかかれる医療を求める陳情について

（厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（樋口泰幸） 日程第47 陳情第1号 患者・国民負担計画の中止と保険で安心してかかれる医療を求める陳情についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。中島厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。平成18年第1回定例会におきまして、厚生常任委員会に付託され継続審査となっておりました陳情第1号について、審査の結果をご報告申し上げます。患者・国民負担計画の中止と保険で安心してかかれる医療を求める陳情については、2月に医療制度改革法案が閣議決定され、今国会で高齢者の負担増を柱とする医療制度改革関連法が14日に成立しており、少子高齢化社会が進む中、若者も高齢者もお互い協力しなければならない時代となっております。医療費抑制を視野に新しい高齢者医療制度の創設や都道府県の医療費適正化計画で入院日数短縮や生活習慣病予防の政策目標設定などが盛り込まれており、低所得者対策も講じられることから、応分の負担をし、保険制度を存続する必要があると思われまふ。よって、陳情第1号については、不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 先ほどの反対討論をしたいと思いますが、許可願います。

○議長（樋口泰幸） 17番 玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 平成18年度第1回定例会におきまして、厚生常任委員会に付託され、継続審議となっておりました陳情第1号 患者・国民負担計画の中止と保険で安心して受けられる医療を求める陳情書は、先ほど、厚生常任委員長の不採択との報告に対し、反対討論を致します。6月14日に国会で通過した問題とはいえ、国民の非難は大変なものだと思います。それをちょっと申し上げたいと思います。ある外国新聞社がインタビューを受けた際、日本は老人を敬う国だと記者に言われた。その理由を聞くと、敬老の日という祝日があるそうではないかという返事だ。そこで答えました。昔は1年、365日を通じて敬われていたが、今では年にたった一日だけ敬われるようになった。この日、官僚たちは100歳になった老人を祝いに駆けつけるが、翌日になれば、いかなる名目で老人の財布から金を引き出すかに知恵を絞っていると。わが国の皆保険

制度は世界的にも優れた仕組みですが、今、これを各県ごとに分割し格差を導入しようとする動きが進行しています。新たな医療技術や薬のみならず、現在保険適用されている診療分野までも保険を適用外にされていく恐れがあります。医療を受けにくいものにする方向ではなく、住民誰もが安心して医療を受けられるよう、以下の諸点について申し上げます。1つ、高齢者への負担増と切り捨てについてでございますが、70歳以上の現役並み所得税者の窓口負担を現行の2割から3割へ、今年10月から。70から74歳で窓口負担が現行1割の人を2割に。これは今年4月から実施されております。70歳以上の長期入院患者の食費・居住費に負担増、今年10月から。また、再来年4月からは65歳から69歳に拡大しています。今後6年間で長期入院のための療養病床を大幅に削減。今、38万床から15万床に削減されております。75歳以上のすべての人から、年金天引きで保険料徴収。65歳から74歳の国民健康保険料も年金天引きに。これは08年4月からでございます。2点目としては、重度患者が利用できる高額療養費の負担限度の引き上げ。今年10月からです。3点目の、保険のきかない医療分野を拡大する混合診療の本格的導入。今年10月から。4点目、高額医療費の償還払いの事前口座登録をすすめてください。また、入院については、医療機関を介入した受領委任払いができるようにしてください。5点目、06年診療報酬改定をマイナス改定でなく、安全・安心の医療が確保できるよう改善を求めてください。以上、5点の問題につきまして、議員皆様のご賛同により、陳情書を採択され、地方自治法第99条の規定により国及び関係省庁に対し、意見書の提出をお願いいたしまして、反対討論といたします。

○議長（樋口泰幸） 次に委員長の報告に賛成者の発言を許します。5番 中村茂君。

○5番（中村茂） 5番、中村茂でございます。私は、患者国民負担増計画の中止と保険で安心してかかれる医療費を求める陳情について、厚生常任委員長の報告に対して賛成の立場で討論を行います。進行する少子高齢化を背景に医療制度全般について、見直しがなされ、改革が進められています。国の財政赤字が深刻化する中、膨らむ一方の医療費の抑制は重要であり、6月14日に医療制度改革関連法が成立し、法律に沿って適切に執行されるものと思います。現役並みの所得がある高齢者にとっては、本年10月より負担が引き上げられますが、現役世代に協力していくことも必要なことであり、応分の負担はやむを得ないものと考えます。また、生活習慣病の予防徹底も改革の柱であり、予防の取組み対策に期待したいと思っております。一方、10月より、出産一時金の増額や、8年度から、現在3歳未満までの窓口負担2割の対象が就学前まで拡大される負担軽減される負担軽減策もあることとなっております。以上のような観点から、私は委員長の報告に対しまして、賛成の意を表するものであります。議員各位におかれましても、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。賛成討論といたします。以上です。

○議長（樋口泰幸） 他に討論はありませんか。これで討論を終わります。

陳情第1号の採決を行います。陳情第1号に対する委員長の報告は、不採択です。報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成15：反対2]

○議長（樋口泰幸） 起立多数と認めます。着席してください。よって、陳情第1号 患

者・国民負担計画の中止と保険で安心してかかる医療を求める陳情については、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第 48 陳情第 2 号 最低賃金制度の改正を求める陳情について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(樋口泰幸) 日程第 48 陳情第 2 号最低賃金制度の改正を求める陳情についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(玉井啓補) ご報告申し上げます。平成 18 年第 1 回定例会におきまして、総務文教常任委員会に付託され継続審査となっておりました陳情第 2 号最低賃金制度の改正を求める陳情について、審査の結果をご報告申し上げます。最低賃金は、その地域の最低賃金審議会において決められ、現下の経済情勢を勘案して、適宜、見直しがなされているところであります。この賃金は、各県の経済状況に大きく影響されるため、首都圏と地方では格差があり、適切な賃金については、引き続き、調査検討の必要があると思われまます。よって、陳情第 2 号は継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(樋口泰幸) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長(樋口泰幸) 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長(樋口泰幸) 討論なしと認めます。

陳情第 2 号の採決を行います。陳情第 2 号に対する委員長の報告は、継続審査です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(樋口泰幸) 異議なしと認めます。よって、陳情第 2 号 最低賃金制度の改正を求める陳情については、継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

日程第 20 陳情第 3 号 パートタイム労働者の均等待遇実現を求める陳情について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(樋口泰幸) 日程第 20 陳情第 3 号パートタイム労働者の均等待遇実現を求める陳情についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(玉井啓補) ご報告申し上げます。平成 18 年第 1 回定例会におきまして、総務文教常任委員会に付託され継続審査となっておりました陳情第 3 号パートタイム労働者の均等待遇実現を求める陳情について、審査の結果をご報告申し上げます。パートタイム労働は、わが国の経済社会で重要な役割を果たしており、労働条件の確保などを目的に法律が整備され、さらに、実効性のあるものとするため、事業主に

対し通常の労働者との均衡の確保や雇用の改善など適切な措置を講じるよう指針の改正がなされています。現在の厳しい経済情勢の中、企業も生き抜くために経費削減に努め、パート職員の採用に移行しており、パート職員は時間に拘束されないなど、また、働く者の意見としては、正社員間との処遇格差は解消されていない、ILO パートタイム労働条約の趣旨に基づき、均等待遇など意見が分かれ、委員会では挙手採決をした結果、陳情第3号は不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

陳情第3号の採決を行います。陳情第3号に対する委員長の報告は、不採択です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、陳情第3号 パートタイム労働者の均等待遇実現を求める陳情については、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

#### 日程第21 議員派遣の件について

○議長（樋口泰幸） 日程第21 議員派遣の件についてを議題とします。おはかりします。議員派遣の件については、砥部町議会会議規則第119条の規定により、お手元にお配りしています別紙のとおり派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、派遣することに決定しました。

おはかりします。議会運営委員長から、所管事項の調査研究について、閉会中の委員会研修の申し出がありました。委員会研修について、説明を求めます。田室議会運営委員長。

○議会運営委員長（田室博志） 議会運営委員会の研修日程が決まりましたので、ご報告を申し上げます。消防版平成の大合併と言われます消防の広域化の調査研究及び幼保一元化施設の調査研究のため、6月28日から29日の間、総務省、消防庁及び品川区二葉すこやか園で、委員会研修を実施する予定であります。これのご承認をよろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中に委員会研修を実施することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のお

り、閉会中の委員会研修を実施することに決定しました。

おはかりします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長挨拶をお願いします。中村町長。

○町長（中村剛志） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、終始熱心にご審議をいただき、全議案をご議決、ご承認くださいましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。いただきました補正予算につきましては、執行の際にも再度研究し、最大の効果が上がるように努めてまいります。今年度は砥部町の将来を見据え、長期総合計画策定に着手することとなっております。策定にあたりましては、自らの町は、自らが考え、自らが創るという基本理念をもって取り組んでまいりたいと思えます。そのためにも、町民の皆様、議員の皆様のお知恵とお力添えをいただかなければなりません。そして、元気なまち、魅力あるまち、誇れるまち、さらに跳んでる砥部を目指していきたいと考えております。どうか皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。最後に、これから、ますます厳しい暑さに向かいますが、くれぐれもお体を御自愛の上、町勢進展、地域発展にご活躍を賜りますようお願い申し上げます。お礼のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（樋口泰幸） 以上をもって、平成18年第2回砥部町議会定例会を閉会します。

午後 3時 3分 閉会

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員